

第3期

大田原市子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月
栃木県大田原市

は じ め に

近年、ライフスタイルや価値観の多様化による未婚率の上昇や、経済的な理由など様々な要因により少子化が進行し、さらには、核家族や、共働き世帯の増加、地域交流の希薄化等により、子育て環境も大きく変化しております。

国では、これらの課題に対して、令和5年4月に『こども家庭庁』を創設し、こども政策を推進する体制の強化を図り、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を推進しています。



本市におきましては、令和2年に「第2期大田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに対する不安や孤独、負担感を解消するため、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のないよう支援するための、様々な施策を講じてまいりました。

この度、第2期計画の基本理念やキャッチフレーズの「子育て環境日本一を目指して」を継承し、さらに、多様化する子育て環境への対応を盛り込んだ「第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。こどもたちが心身ともに健やかに育つよう、こどもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域における子育て支援や、幼児教育・保育環境の整備、要支援家庭の早期対応など、幅広い観点から次世代育成支援の充実を図るため、計画に沿って施策を展開してまいります。

市民の皆様、そして関係機関、関係団体等の皆様におかれましては、大田原市のこどもの未来を守り、次代を担うこどもたちの健やかな成長を社会全体で支援し、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、ニーズ調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様、並びに、慎重なご審議により貴重なご意見を賜りました、大田原市子ども・子育て会議委員の皆様から感謝申し上げます。

令和7年3月

大田原市長 相馬 憲一

目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画の位置づけと期間	2
第3節	計画の策定体制	3

第2章 大田原市のこどもと家庭の現状

第1節	人口及び世帯数の状況	4
第2節	婚姻及び出産等の状況	7
第3節	人口推計	10
第4節	就業の状況	12
第5節	こどもの福祉と教育の現況	14
第6節	こども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）結果の概要	20
第7節	今後の課題	29

第3章 計画の基本的な考え方

第1節	基本理念	31
第2節	キャッチフレーズ	33
第3節	基本目標	33
第4節	施策の体系	35

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保方策

第1節	教育・保育提供区域の設定	36
第2節	教育・保育施設の量の見込み及び確保方策	37
第3節	教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保	40
第4節	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	40
第5節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	41

第5章 こども・子育て支援施策の展開

基本目標1	地域における子育て支援の充実	58
基本目標2	親とこどもの健康確保と健康づくり	63
基本目標3	支援が必要なこどもや家庭への支援	67
基本目標4	こどもの健やかな成長を支える教育環境の整備	71
基本目標5	こどもや子育て家庭を支援する生活環境の整備	74

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制の充実.....	78
2 子育てをみんなで支える協働体制づくり.....	78
3 計画の評価.....	78

資料編

1 計画策定の経過.....	79
2 大田原市子ども権利条例.....	80
3 大田原市子ども・子育て会議条例.....	82
4 委員名簿	83

「こども」表記について

子ども・子育て支援法では、「子ども」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」と定義していますが、こども基本法では、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利を等しく保証すること等の基本理念を踏まえ、その期間を一定の年齢で分けることのないよう、「こども」と表記し「心身の発達の過程にある者」と定義しています。

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、法令に根拠がある語、固有名詞、そのほか「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合を除き、「こども」表記を使用しています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

国は、依然続く少子化の進行や待機児童の問題、多様化する子育てに関する諸問題に対応するため、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えて（こどもまんなか社会）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、令和5年4月に『こども家庭庁』を創設しました。

さらに、令和5年1月に「異次元の少子化対策」として児童手当など経済的支援の強化、学童保育や病児保育、産後ケアなどの支援拡充、働き方改革の推進などが掲げられ、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しています。

一方、核家族化の進行や、人や地域のつながりの希薄化、働きながら子育てする保護者の増加などにより、子育てに不安や負担、孤立を感じる家庭も少なくありません。

このような状況を踏まえ、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が求められています。

本市では子ども・子育て関連3法※に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を、「第2期大田原市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）」として一体的に策定しました。

「第2期大田原市子ども・子育て支援事業計画」では、こどもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を的確に位置づけ、こどもの健やかな成長が保障されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきましたが、令和6年度で計画の期間が終了することを受け、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市におけるこどもと子育て家庭を取り巻く現状や課題等を踏まえ、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、新たに、令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする「第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

※子ども・子育て関連3法：平成24年8月に成立した、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための3つの法令「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいいます。

第2節 計画の位置づけと期間

1 計画の位置づけ

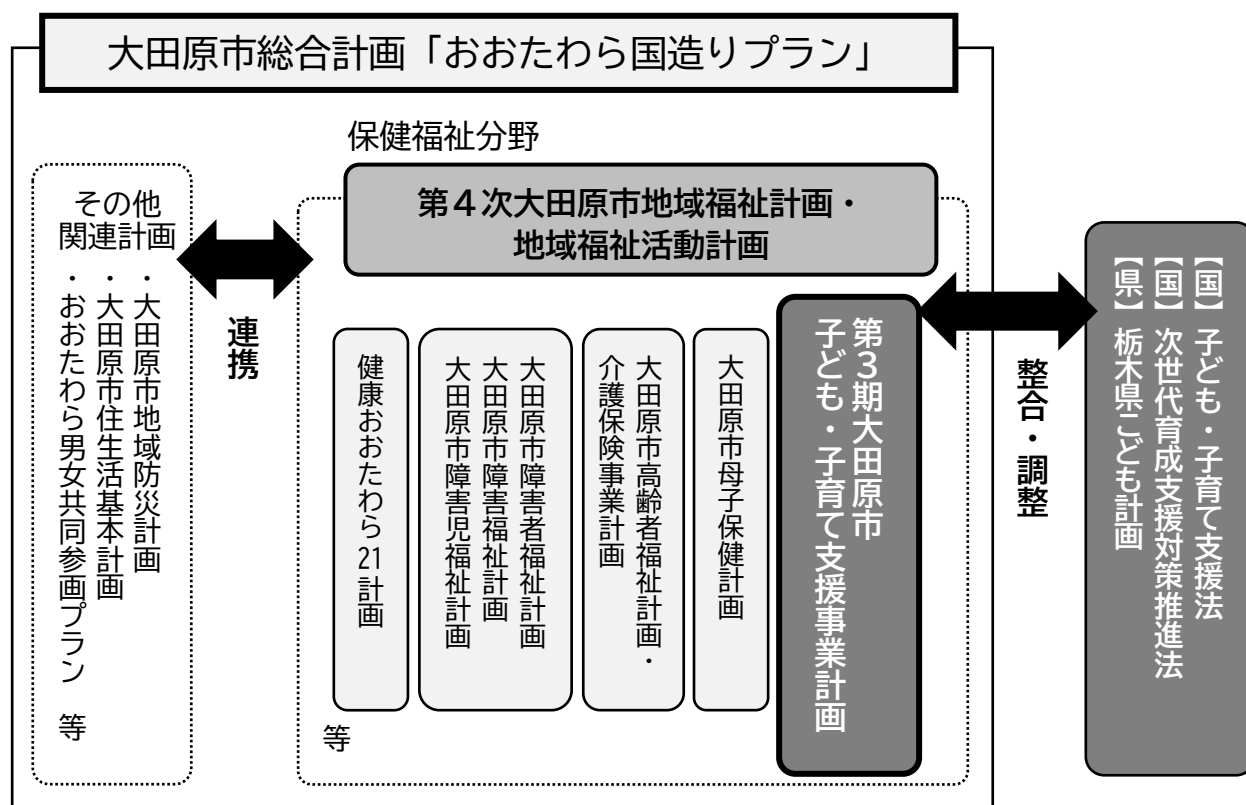
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」の内容を包含し、本市のすべてのこどもと子育て家庭を対象とした、こども・子育て施策を総合的、一体的に進めるための計画として位置づけるものです。

■子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の根拠法及び位置づけ

	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
位置づけ	幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保のほか、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とし、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための計画

本計画は、本市の最上位計画である「おおたわら国造りプラン」をはじめ、こども・子育て施策に関係する本市の各分野の計画や条例と連携して整合を図っていきます。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。



2 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、社会・経済情勢の変化や、本市のこどもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、本市においては必要に応じて適宜、計画の見直しを行うこととします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期大田原市 子ども・子育て支援事業計画					第3期大田原市 子ども・子育て支援事業計画				
		中間 見直し		見直し	適宜見直し				見直し

第3節 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する大田原市子ども・子育て会議による審議、保護者などへのニーズ調査により、こども・子育てに関する状況を把握する機会を設けて策定しました。

1 大田原市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく機関で、保護者、有識者、子ども・子育て支援事業者など25名以内で構成しています。

2 子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設・サービスについて、保護者の利用希望を把握するほか、より幅広いニーズを把握するため、就学前児童保護者・小学生児童保護者・妊産婦を対象に調査を実施した結果を計画に反映しました。

3 パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和6年12月25日から令和7年1月14日の期間で公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 大田原市のこどもと家庭の現状

第1節 人口及び世帯数の状況

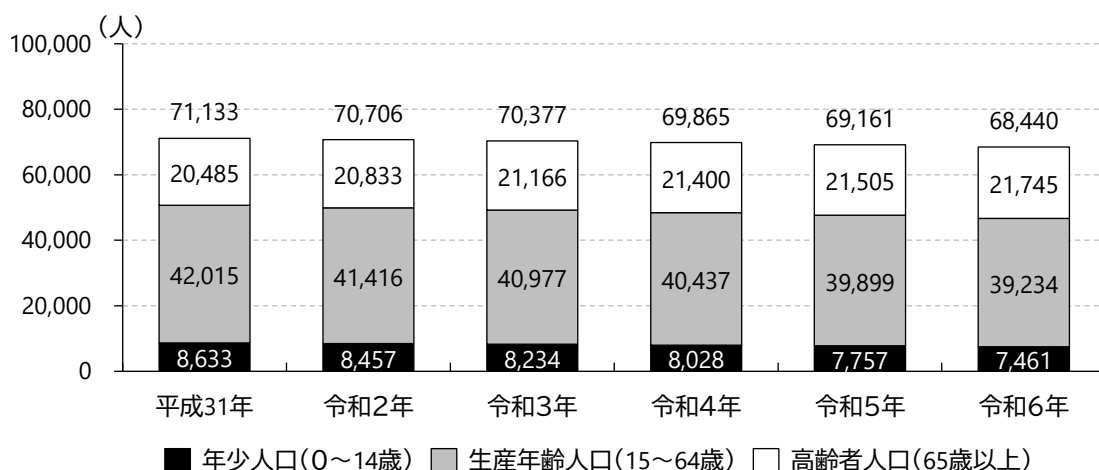
1 人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年で68,440人と、平成31年の71,133人と比べて2,693人の減少となっています。

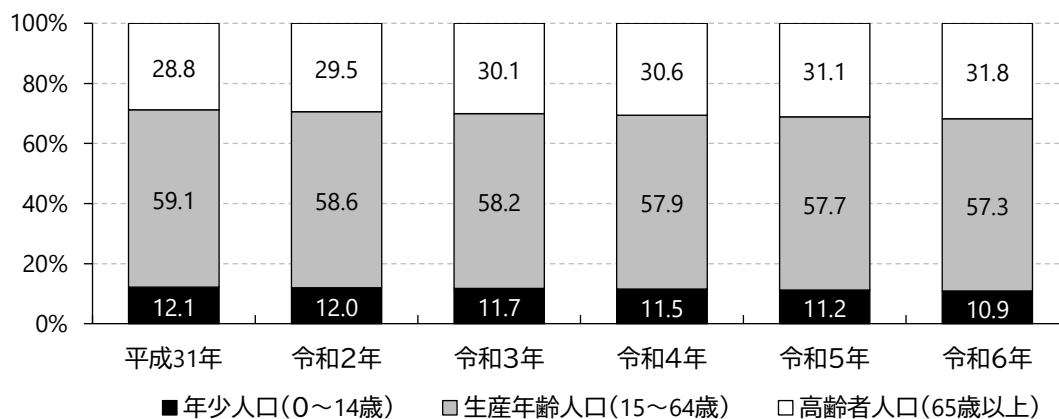
年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向で推移している一方で、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少傾向で推移しています。令和6年の年少人口は7,461人と、平成31年の8,633人と比べて1,172人の減少となっています。

年齢3区分別人口の割合をみると、令和6年で年少人口が10.9%、生産年齢人口が57.3%、高齢者人口が31.8%となっています。

年齢3区分別人口の推移



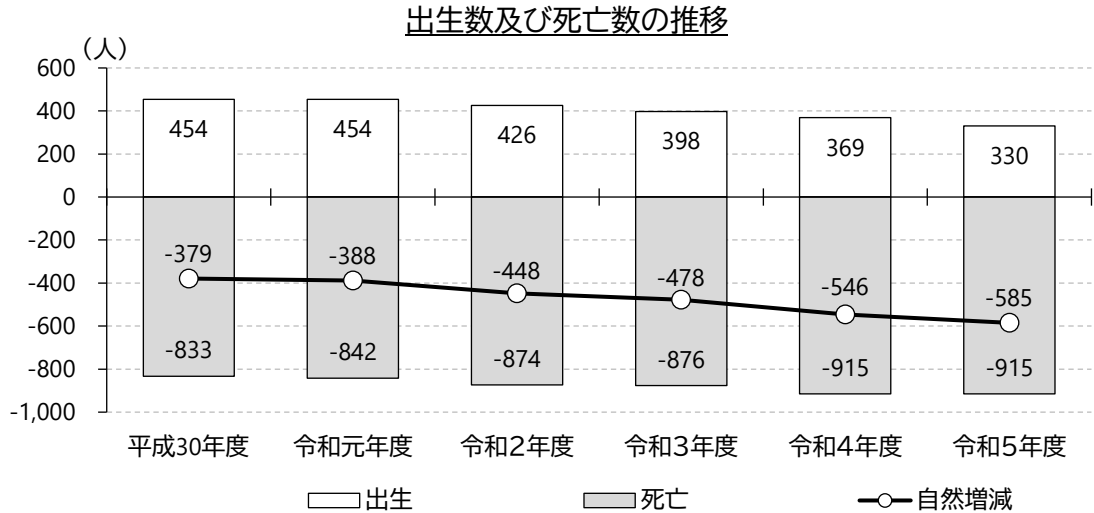
年齢3区分別人口構成比の推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

2 自然動態の推移

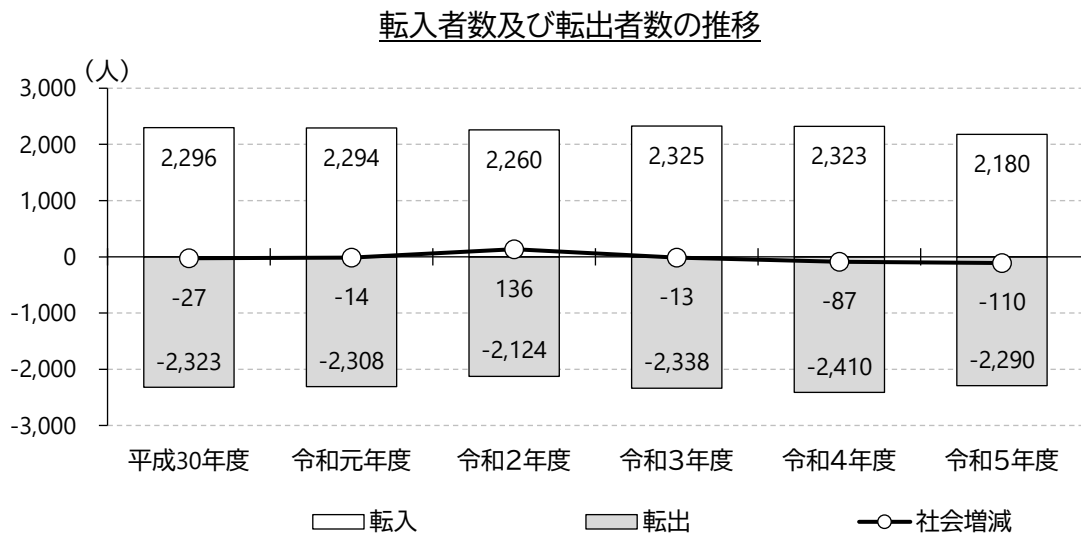
自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスでの推移が続いており、令和5年度は585人のマイナスとなっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

3 社会動態の推移

社会動態（転入・転出による人口動態）は、令和2年度はプラスでしたが、以降はマイナスで推移しており、令和5年度は110人のマイナスとなっています。

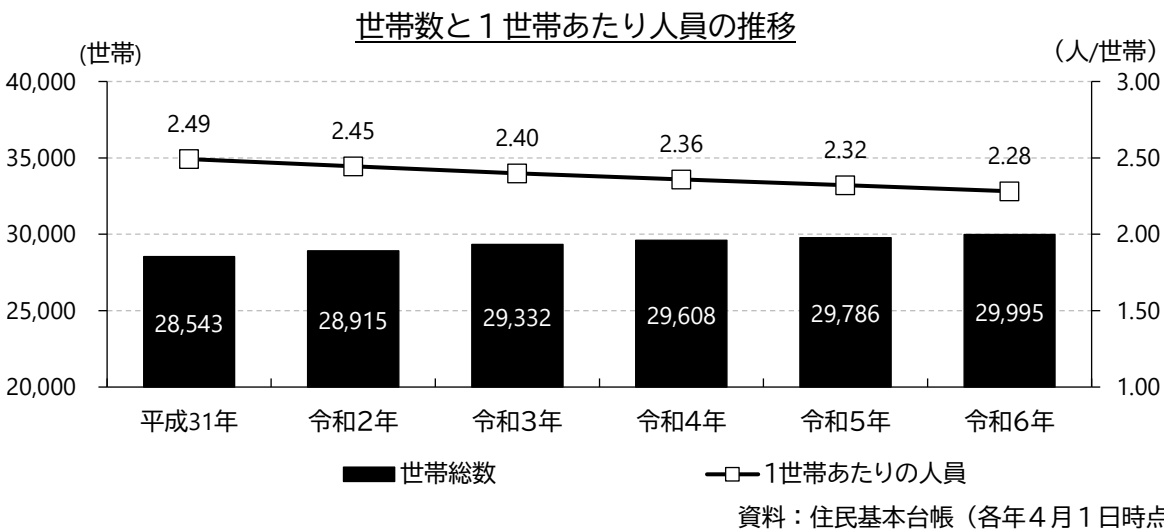


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

4 世帯数の状況

本市の世帯数は、増加が続いており、令和6年で29,995世帯と、平成31年の28,543世帯と比べて1,452世帯の増加となっています。

1世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少で推移し、令和6年は1世帯あたり2.28人となっています。



国勢調査による本市の世帯の状況を家族類型別でみると、核家族世帯と単独世帯が増加傾向となっています。また、18歳未満の親族がいる母子世帯については、令和2年で世帯数は265世帯、親族世帯数に占める割合は1.4%となっています。

家族類型別の世帯数及び世帯割合の推移

単位：世帯

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	26,438	28,010	28,685	29,733
親族世帯数	18,693	18,837	18,798	18,673
核家族世帯	12,502	13,270	13,997	14,744
親族世帯数に占める割合	66.9%	70.4%	74.5%	79.0%
その他の親族世帯	6,191	5,567	4,801	3,929
親族世帯数に占める割合	33.1%	29.6%	25.5%	21.0%
非親族世帯	102	291	249	252
単独世帯	7,643	8,769	9,616	10,740
母子世帯数	347	379	355	304
親族世帯数に占める割合	1.9%	2.0%	1.9%	1.6%
18歳未満の親族がいる母子世帯	326	353	325	265
親族世帯数に占める割合	1.7%	1.9%	1.7%	1.4%
父子世帯数	47	45	45	38
親族世帯数に占める割合	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%
18歳未満の親族がいる父子世帯	38	39	32	29
親族世帯数に占める割合	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

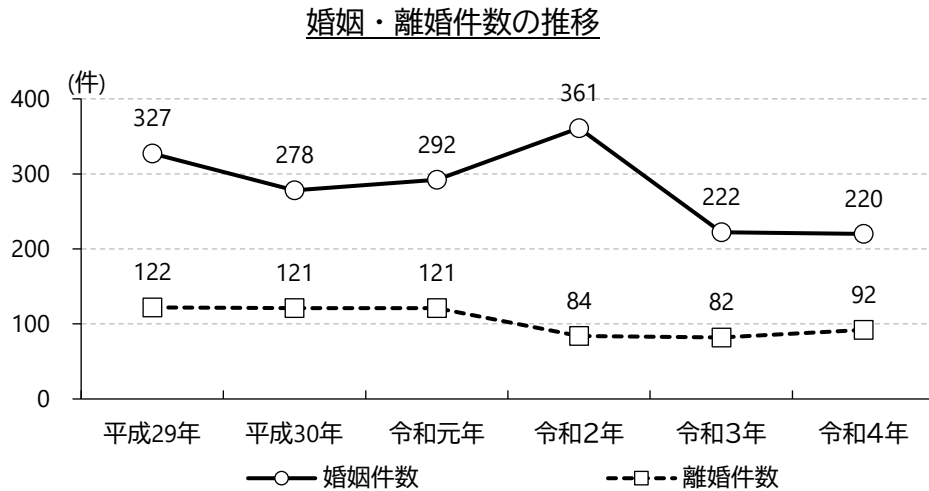
資料：国勢調査（平成22年、27年については、一般世帯数合計に誤差あり）

第2節 婚姻及び出産等の状況

1 婚姻・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、増減はありますが減少傾向にあり、令和4年で220件と平成29年の327件と比べて107件の減少となっています。

離婚件数は、おおむね横ばいで推移し、令和4年で92件となっています。

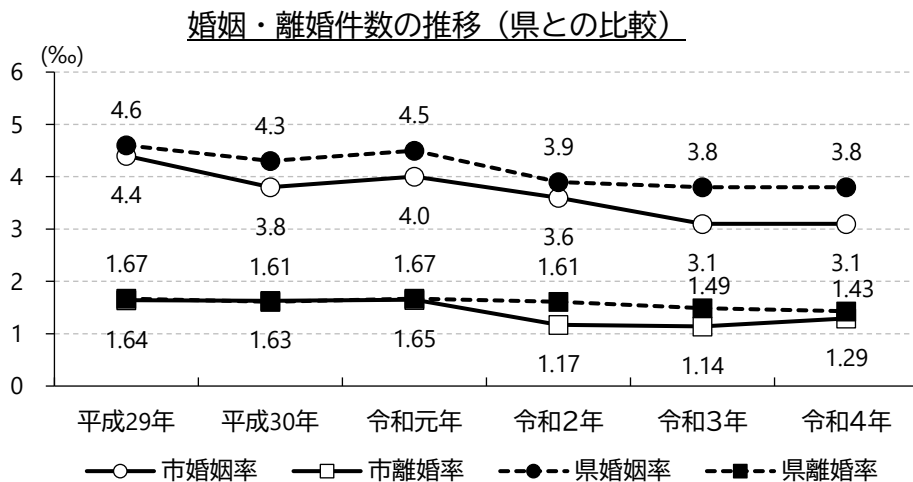


資料：栃木県保健統計年報

2 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、栃木県を下回る数値で推移し、令和4年は3.1%（パーミル：人口千人に対する割合）となっています。

離婚率は、平成30年を除いて栃木県を下回る数値で推移し、令和4年は1.29%となっています。



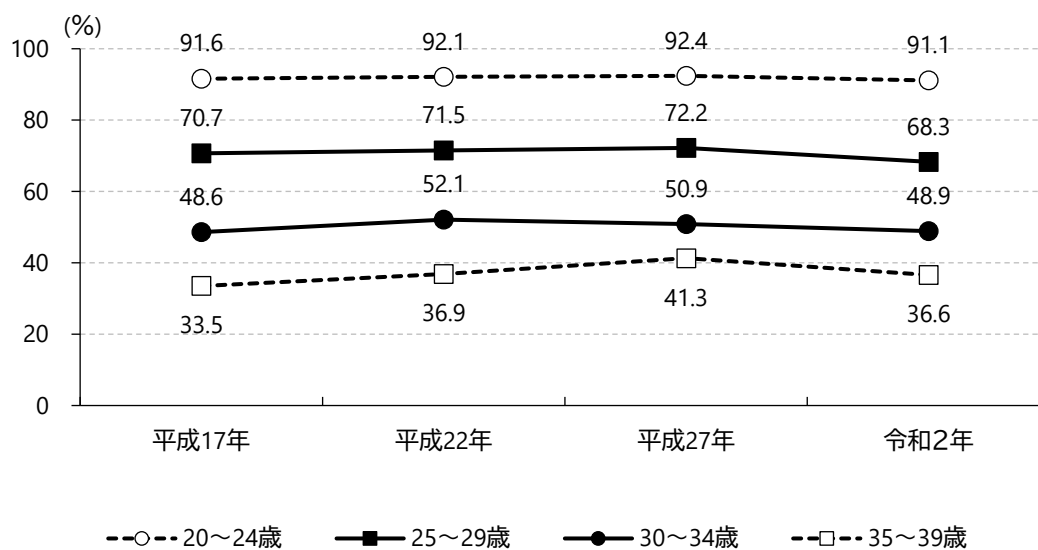
資料：栃木県保健統計年報

3 未婚率の推移

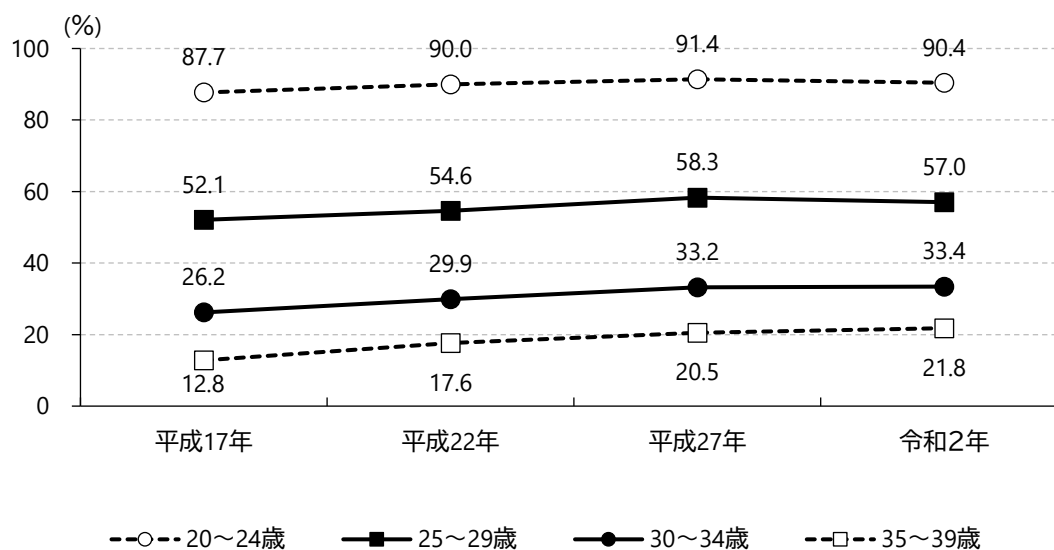
本市の男性の未婚率を、平成17年と令和2年で比べると、20～24歳と30～34歳の増減は、わずかな差となっていますが、25～29歳では2.4ポイントの減少、35～39歳では3.1ポイントの増加となっています。

本市の女性の未婚率を、平成17年と令和2年で比べると、すべての年齢階級で増加しており、20～24歳で2.7ポイント、25～29歳で4.9ポイント、30～34歳で7.2ポイント、35～39歳で9.0ポイントの増加となっています。

5歳階級別の未婚率の推移（男性）



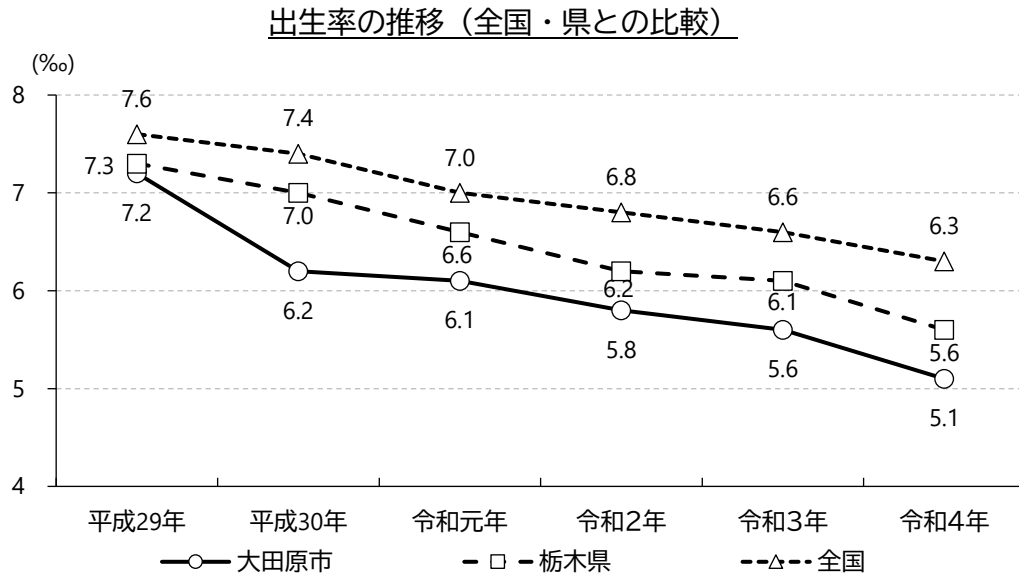
5歳階級別の未婚率の推移（女性）



資料：国勢調査

4 出生率の推移

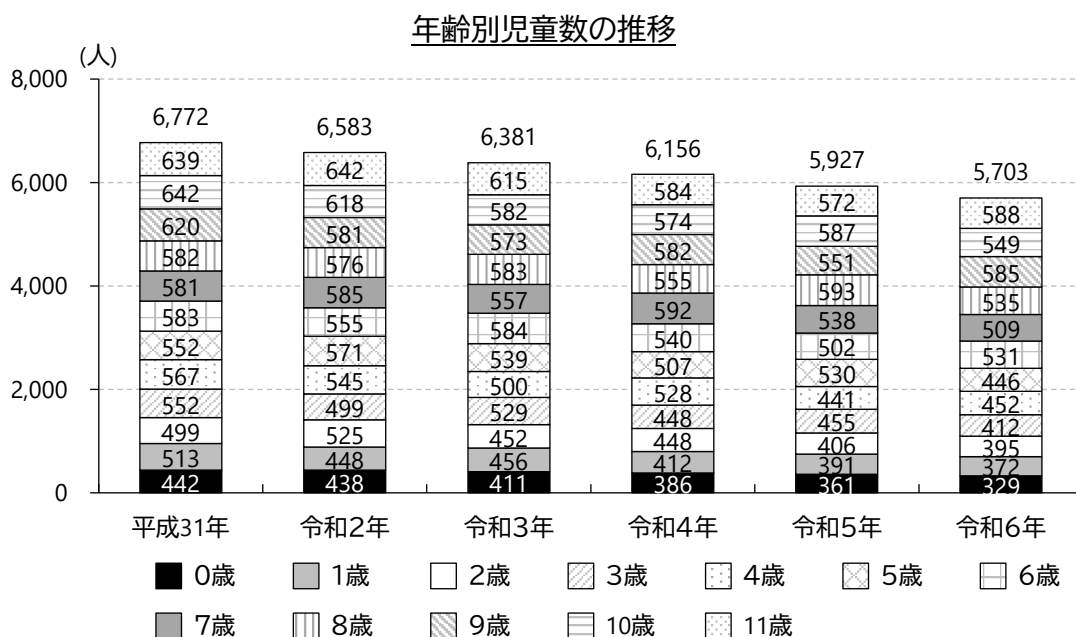
本市の出生率は、全国や栃木県の出生率を下回っています。令和4年の出生率は5.1%で平成29年と比べて2.1ポイントの減少となっています。



資料：栃木県保健統計年報

5 児童数の推移

本市の11歳以下の児童数は、令和6年で5,703人と、平成31年の6,772人と比べて1,069人の減少となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は2,406人、6～11歳の小学生児童数は、3,297人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

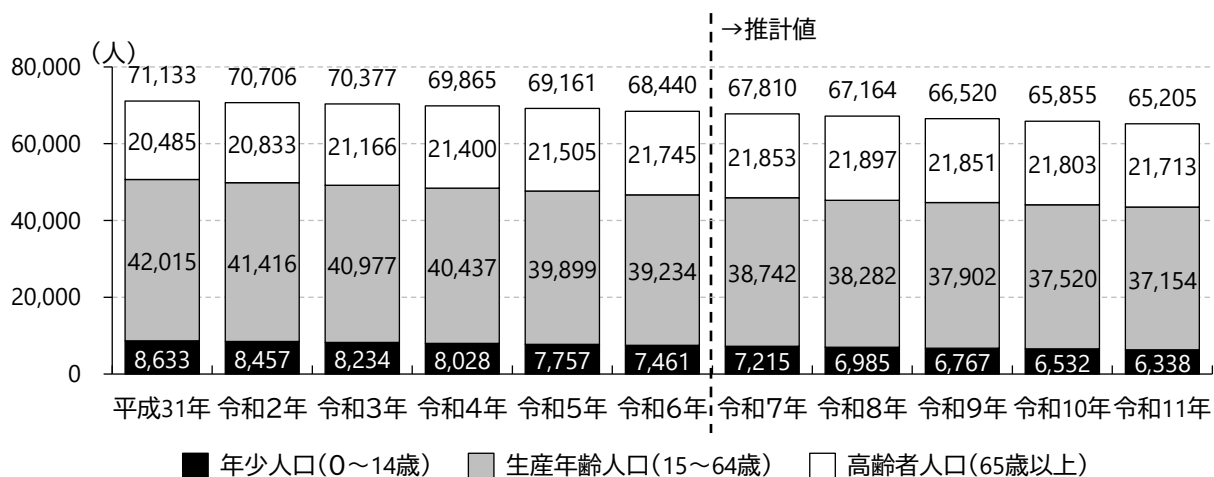
第3節 人口推計

1 人口推計

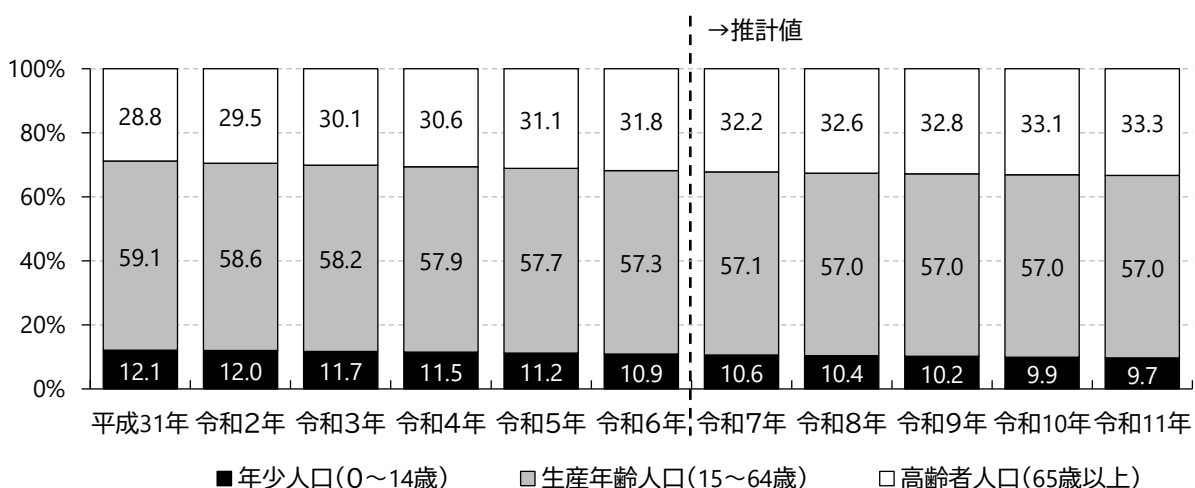
本市の人口推計をみると、令和8年の総人口は67,164人で、年少人口（0～14歳）が7,000人を切りその後も減少が予測されます。

年齢3区分別人口の構成比をみると、年少人口及び生産年齢人口（15～64歳）は減少が続き、令和11年には高齢化率が33.3%になると予測されます。

年齢3区分別人口推計



年齢3区分別人口推計（構成比）

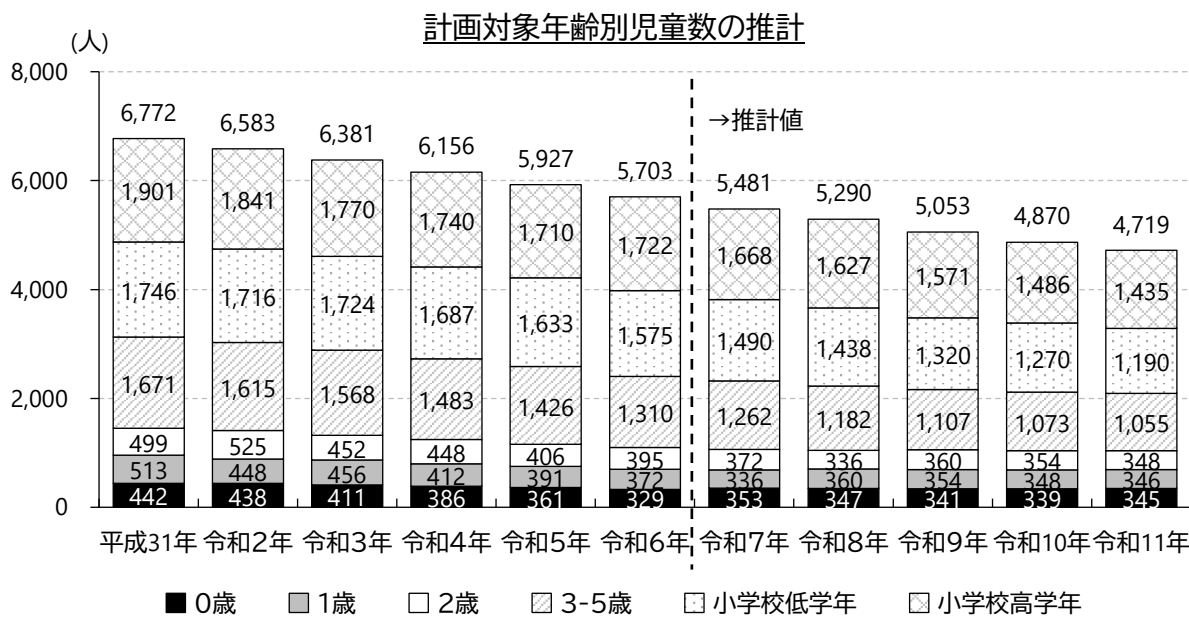
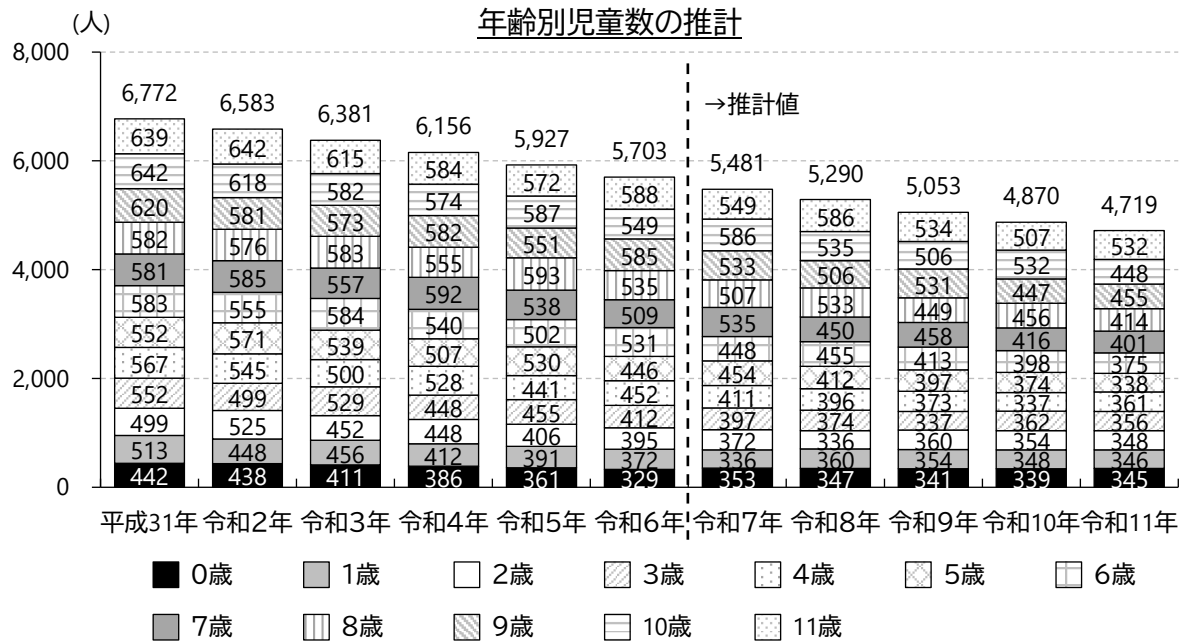


資料：住民基本台帳データをもとにコーホート変化率法により推計

（各年4月1日時点）

2 児童数の推計

本市における11歳までの児童数の推計は、令和11年には4,719人となることが予測され、令和6年と比較して約1,000人の児童が減少すると予測されます。



資料：住民基本台帳データをもとにコーホート変化率法により推計
(各年4月1日時点)

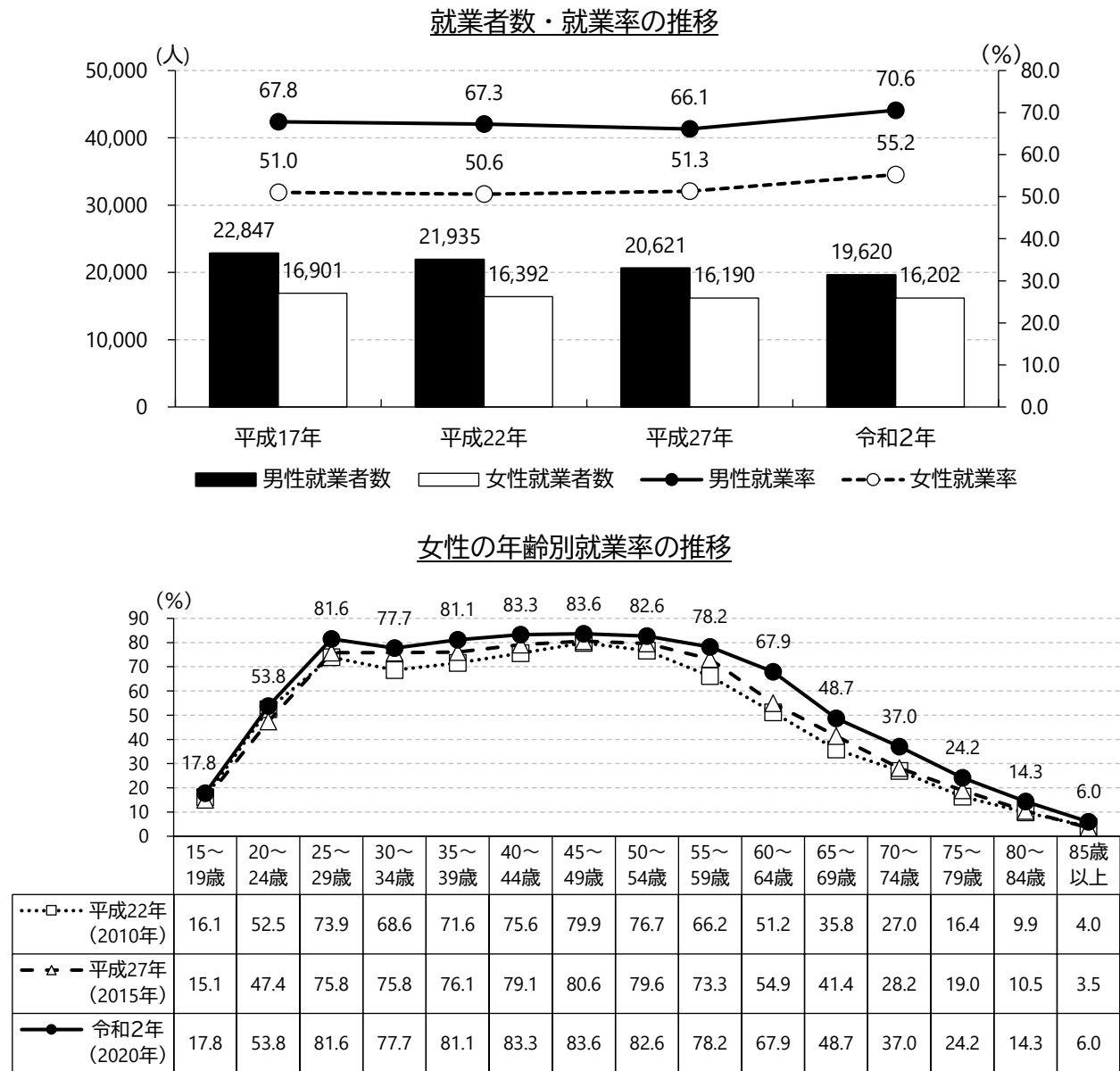
第4節 就業の状況

1 就業者数・就業率の推移

本市の就業者数の推移は、男性は減少が続いていますが、女性は令和2年で微増となっています。就業率の推移は、令和2年では男女ともに増加しています。

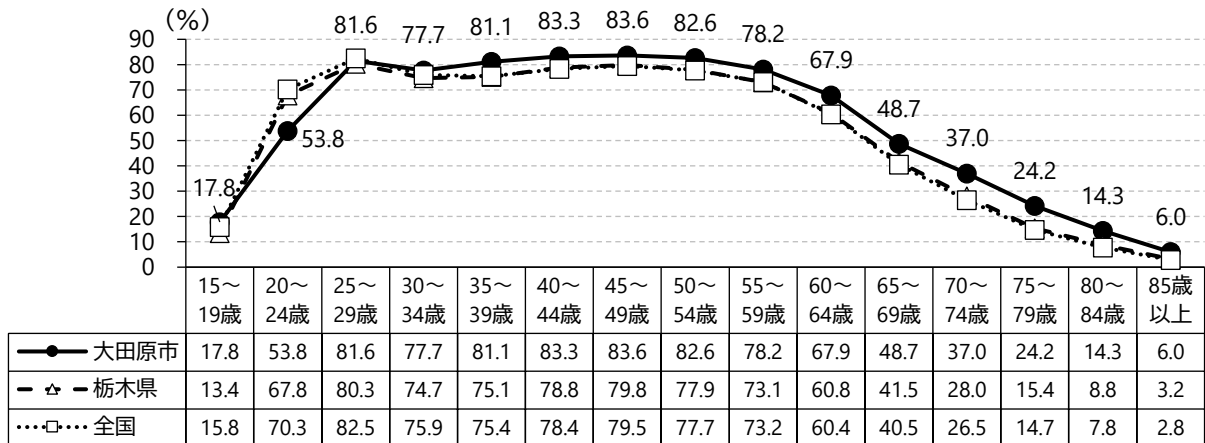
女性の年齢別の就業率をみると、出産・子育て期を迎える人が多くなる30歳代前半で一時的に減少し、30歳代後半で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」は、平成27年には改善がみられたものの、令和2年は再びカーブが大きくなっています。

また、令和2年の本市の女性の就業率をみると、30歳以降は全国と栃木県を上回っています。



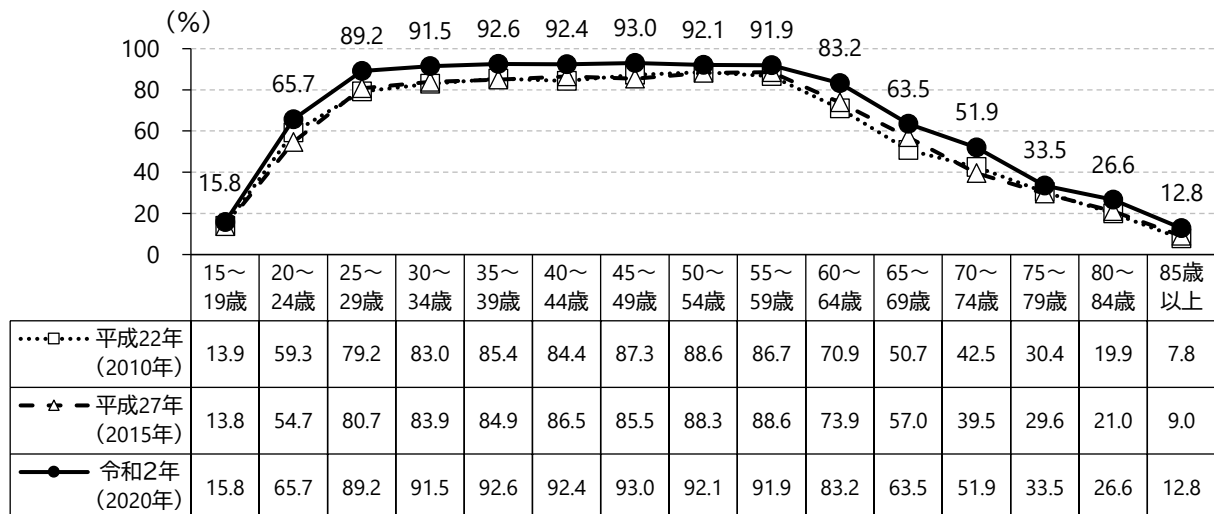
資料：国勢調査

女性の年齢別就業率 全国・県との比較（令和2年）



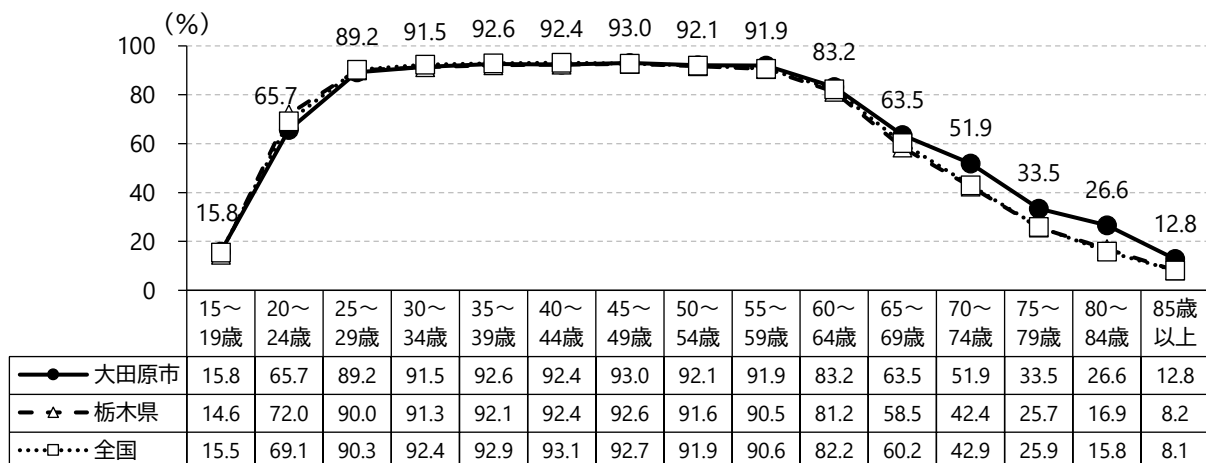
資料：国勢調査

男性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

男性の年齢別就業率 全国・県との比較（令和2年）

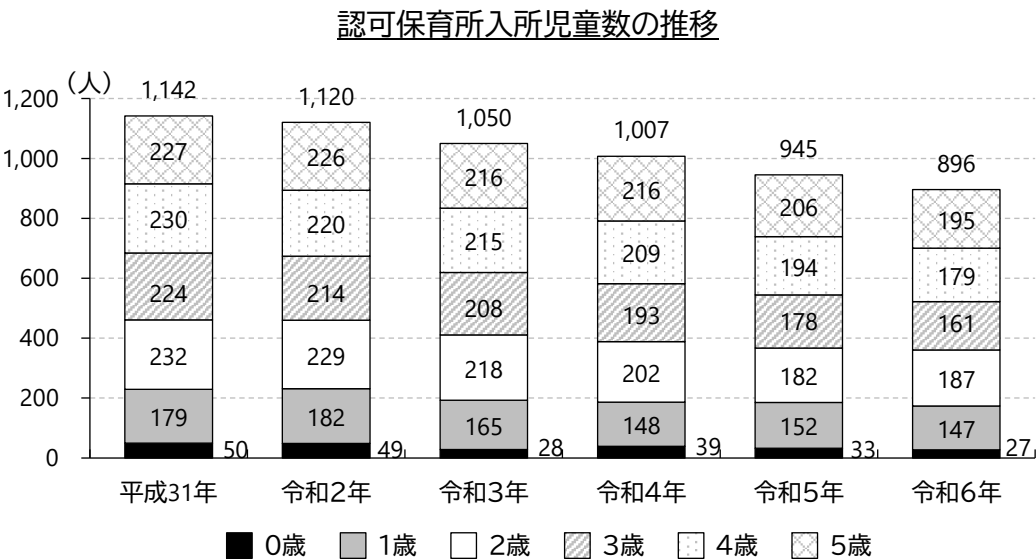


資料：国勢調査

第5節 こどもの福祉と教育の現況

1 認可保育所入所児童数の推移

本市における認可保育所数は令和6年4月現在、11か所となっています。また、市内の認可保育所入所児童数は、令和6年4月現在で869人、市外の認可保育所入所児童数を合わせると896人となっています。認可保育所入所児童数の推移をみると、減少が続いています。



資料：保育課（各年4月1日現在）

認可保育所入所児童の状況

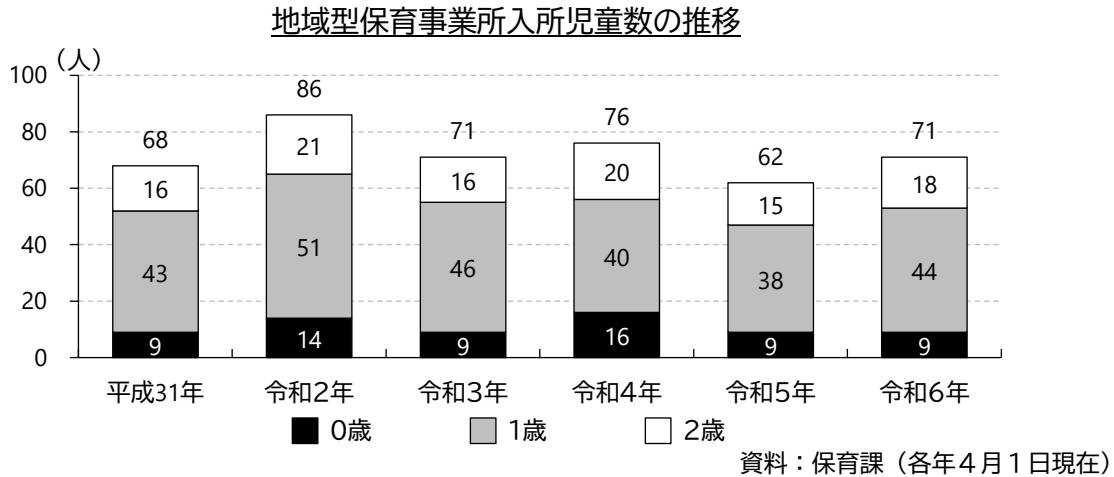
単位：人

区分	施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率
公立	しんとみ保育園	250	3	13	16	16	21	27	96	38.4%
	すさぎ保育園	20	0	0	0	0	0	4	4	20.0%
	小計	270	3	13	16	16	21	31	100	37.0%
私立	保育園チャイルド	90	3	15	17	16	18	18	87	96.7%
	おおたわら保育園	100	0	12	18	20	19	17	86	86.0%
	保育園ベビーエンゼル	50	4	10	10	9	9	9	51	102.0%
	みはら保育園	120	4	20	24	23	24	23	118	98.3%
	かねだ保育園	120	4	18	24	22	23	25	116	96.7%
	ひかり のぎき保育園	110	2	12	20	19	18	19	90	81.8%
	ひかり保育園	40	3	16	17	0	0	0	36	90.0%
	くろばね保育園	120	3	14	21	15	24	24	101	84.2%
	ゆづかみ保育園	100	0	13	16	16	20	19	84	84.0%
	小計	850	23	130	167	140	155	154	769	90.5%
市内合計		1,120	26	143	183	156	176	185	869	77.6%
市外保育所			1	4	4	5	3	10	27	
合計			27	147	187	161	179	195	896	

資料：保育課（令和6年4月1日現在）

2 地域型保育事業所入所児童数の推移

本市における地域型保育事業所数は令和6年4月現在、6か所となっています。また、市内の地域型保育事業所入所児童数は、令和6年4月現在で67人、市外の地域型保育事業所入所児童数を合わせると71人となっています。



地域型保育事業所入所児童の状況

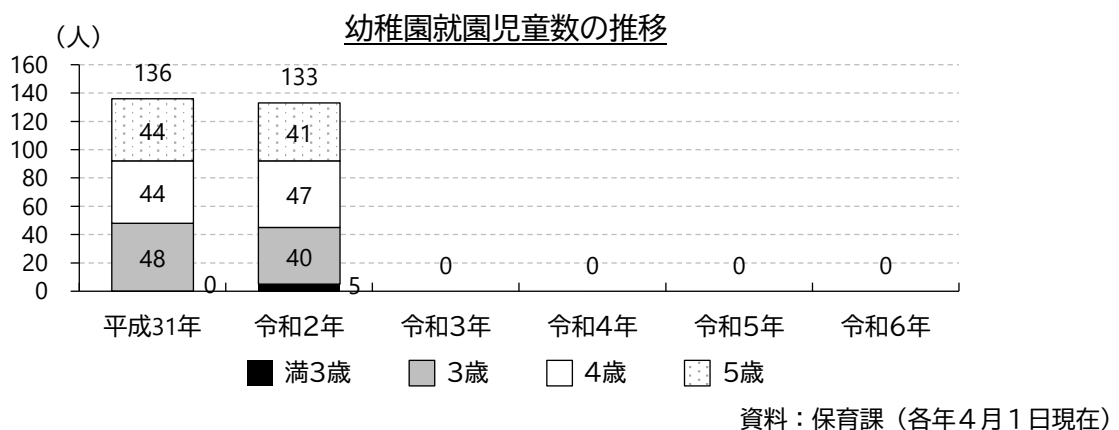
単位：人

区分	施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率
私立	あさか保育園	19	2	10	0	0	0	0	12	63.2%
	ひかり うすば保育園	12	1	6	0	0	0	0	7	58.3%
	大田原ベリーズ保育園	19	3	8	2	0	0	0	13	68.4%
	ポッポどおり保育園	19	2	6	4	0	0	0	12	63.2%
	保育所みらい	19	0	7	7	0	0	0	14	73.7%
	にじいろ保育園	12	1	4	4	0	0	0	9	75.0%
市内合計		100	9	41	17	0	0	0	67	67.0%
市外施設			0	3	1	0	0	0	4	
合計			9	44	18	0	0	0	71	

資料：保育課（令和6年4月1日現在）

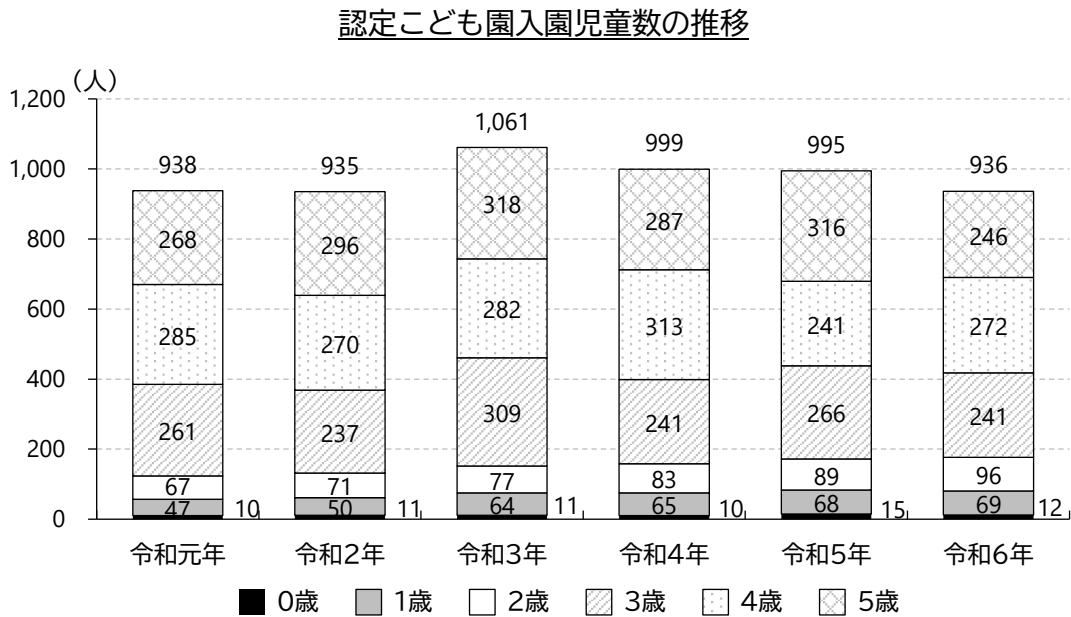
3 幼稚園就園児童数の推移

本市に所在するすべての幼稚園は、令和3年までに認定こども園へ移行しました。



4 認定こども園入園児童数の推移

本市における認定こども園数は令和6年5月現在、7か所となっています。また、市内の認定こども園入園児童数は、令和6年5月現在で851人、市外の認定こども園入園児童数を合わせると936人となっています。入園児童数の推移をみると、令和4年以降は減少が続いています。



資料：保育課（各年5月1日現在）

認定こども園入園児童の状況

単位：人

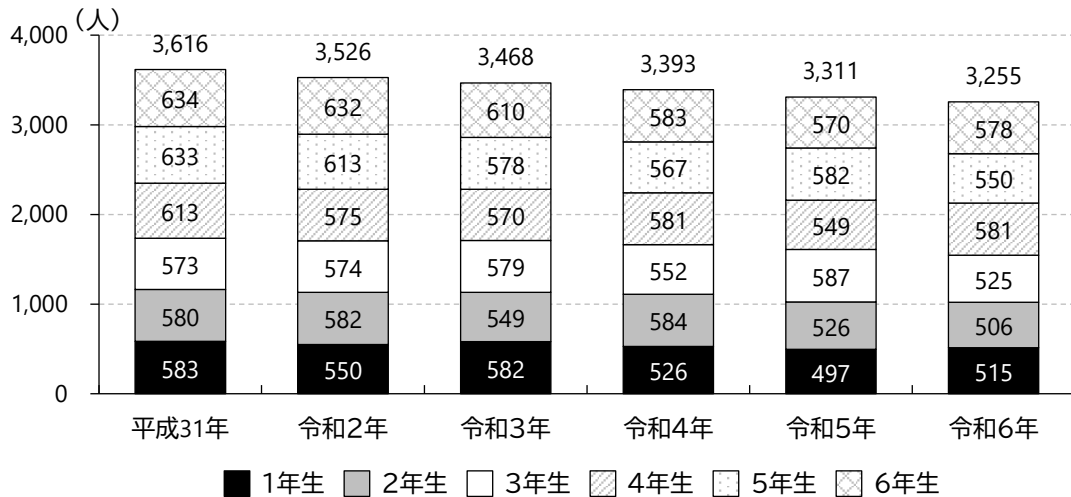
区分	施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率
私立	認定こども園黒羽幼稚園	145	2	13	23	32	18	31	119	82.1%
	野崎幼稚園認定こども園	160	1	11	16	33	41	29	131	81.9%
	国際医療福祉大学金丸こども園	70	1	12	12	15	15	13	68	97.1%
	認定こども園なでしこ幼稚園	180	3	13	15	29	31	34	125	69.4%
	聖家幼稚園認定こども園	65	0	0	1	14	21	14	50	76.9%
	認定こども園ひかり幼稚園	195	0	4	3	48	67	49	171	87.7%
	認定こども園ふたば幼稚園	225	4	15	20	52	53	43	187	83.1%
	市内合計	1,040	11	68	90	223	246	213	851	81.8%
市外	那須塩原市		1	0	1	16	20	28	66	
	矢板市		0	1	3	1	5	3	13	
	さくら市		0	0	0	1	0	1	2	
	那須烏山市		0	0	1	0	0	0	1	
	下野市		0	0	0	0	1	0	1	
	那珂川町		0	0	1	0	0	1	2	
	市外合計		1	1	6	18	26	33	85	
合計			12	69	96	241	272	246	936	

資料：保育課（令和6年5月1日現在）

5 小学校児童数の推移

本市における小学校数は令和6年4月現在、18校となっています。また、本市の小学校児童数の推移をみると、平成31年以降、減少が続いており、令和6年には3,255人となっています。

小学校児童数の推移

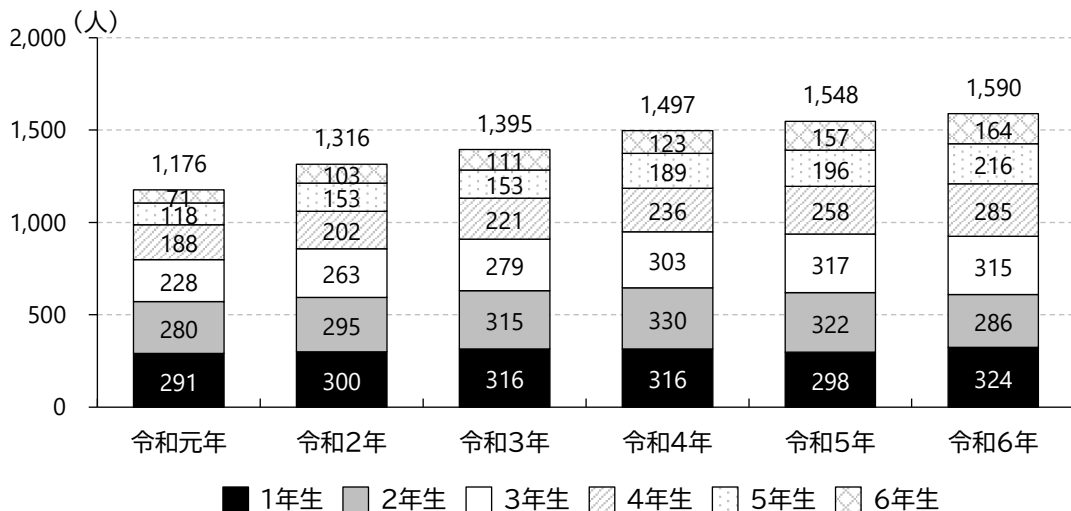


資料：学校教育課（各年4月）

6 放課後児童クラブ登録児童数の推移

本市における放課後児童クラブ数は令和6年5月現在、公設民営13か所、民設民営15か所の合計28か所となっており、令和元年5月時点より2か所増えています。また、本市の放課後児童クラブ登録児童数の推移をみると、増加が続いており、令和6年5月現在で1,590人となっています。

放課後児童クラブ登録児童数の推移



資料：保育課（各年5月1日現在）

第2章 大田原市のこどもと家庭の現状

放課後児童クラブ利用状況

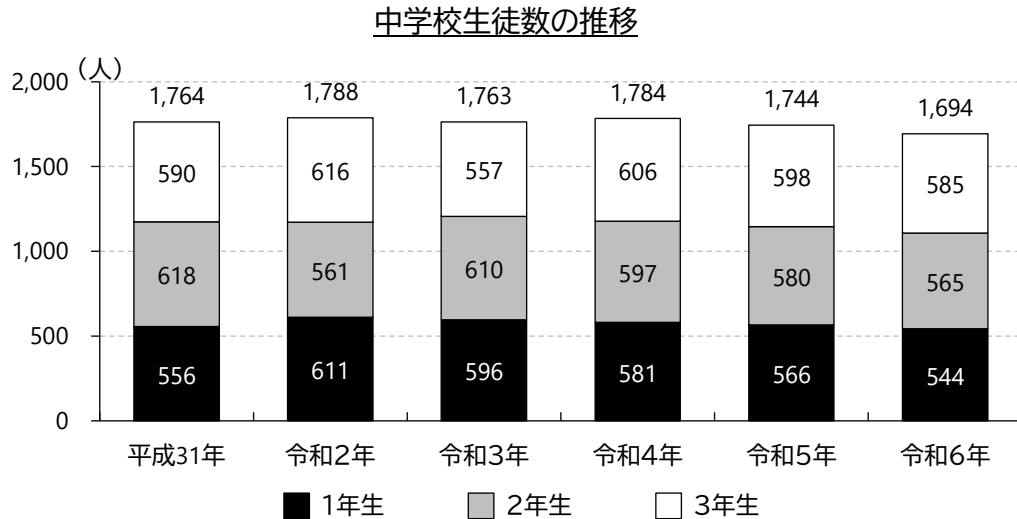
単位：人

区分	施設名	定員	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	利用率
公設	大田原学童保育館（大手）	40	37	0	0	0	0	0	37	92.5%
	大田原学童保育館（旧管理棟）	120	0	46	36	36	25	12	155	129.2%
	美原学童保育館	105	17	19	24	30	21	9	120	114.3%
	わくわく学童保育館	24	4	7	6	5	2	4	28	116.7%
	紫塚学童保育館	80	13	17	11	12	5	7	65	81.3%
	市野沢学童保育館	40	12	5	12	9	2	6	46	115.0%
	市野沢第二学童保育館	40	8	4	8	11	1	1	33	82.5%
	奥沢学童保育館	30	7	1	7	4	3	5	27	90.0%
	金丸学童保育館	20	7	1	3	4	3	0	18	90.0%
	羽田学童保育館	20	1	4	1	3	4	3	16	80.0%
	うすばアットホーム	45	11	8	7	8	12	7	53	117.8%
	薄葉第二学童保育館	30	9	5	8	7	1	1	31	103.3%
	湯津上学童保育館	70	14	13	17	10	13	10	77	110.0%
	公設民営小計	664	140	130	140	139	92	65	706	106.3%
民設	レオ子どもクラブ大田原	40	10	6	6	7	1	11	41	102.5%
	レオ子どもクラブ	60	13	11	14	12	17	10	77	128.3%
	みつばちクラブ	40	8	11	8	7	6	7	47	117.5%
	放課後児童クラブValo	30	5	10	12	6	4	6	43	143.3%
	学童保育スマイリア大田原教室	80	17	16	20	15	18	4	90	112.5%
	親園小学校学童保育館	40	16	13	15	6	2	1	53	132.5%
	宇田川学童保育館	50	3	2	5	1	3	2	16	32.0%
	かねだ学童クラブ	60	6	9	16	10	7	8	56	93.3%
	石上学童保育館	35	16	12	9	0	0	0	37	105.7%
	学童保育館あすなろ	40	1	2	3	5	6	4	21	52.5%
	ひまわり学童クラブ	90	32	30	30	25	10	10	137	152.2%
	ふたば学童	40	23	11	14	17	2	3	70	175.0%
	第5せいわクラブ	40	10	7	10	7	1	1	36	90.0%
	えんがお児童クラブ	35	9	12	2	1	0	0	24	68.6%
	ミープル児童クラブ	40	10	8	3	2	0	0	23	57.5%
	民設民営小計	720	179	160	167	121	77	67	771	107.1%
合計		1,384	319	290	307	260	169	132	1,477	106.7%

資料：保育課（令和6年5月1日現在）

7 中学校生徒数の推移

本市における中学校数は、令和6年5月現在、8校となっています。また、本市の中学校生徒数の推移をみると、令和5年まではほぼ横ばいで推移していましたが、以降は減少しており、令和6年5月現在で1,694人となっています。



資料：学校教育課（各年5月）

第6節 子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）結果の概要

1 ニーズ調査の実施概要

(1) 調査の目的

「第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画」策定のための基礎資料とすること、また、市民の子育て環境、教育・保育の利用状況及び利用希望、子育て支援に関する意見などを把握することを目的にニーズ調査を実施しました。

(2) 調査対象者

調査区分	調査対象者数	調査対象
就学前児童保護者	2,000人	市内在住の就学前の児童から無作為抽出
小学生児童保護者	2,300人	市内在住の小学生から無作為抽出
妊産婦	206人	市内在住の母子健康手帳交付者から無作為抽出

(3) 実施概要

- 調査地域：大田原市全域
- 調査形式：アンケート調査
- 調査票配付方法：郵送配付
- 調査票回収方法：郵送又はWEBによる回答
- 調査期間：令和6年4月26日～令和6年5月14日

(4) 回収結果

	配付数	有効回収数			有効回収率
		郵送	WEB	合計	
就学前児童保護者	2,000票	570票	307票	877票	43.9%
小学生児童保護者	2,300票	670票	323票	993票	43.2%
妊産婦	206票	73票	40票	113票	54.9%
合計	4,506票	1,313票	670票	1,983票	44.0%

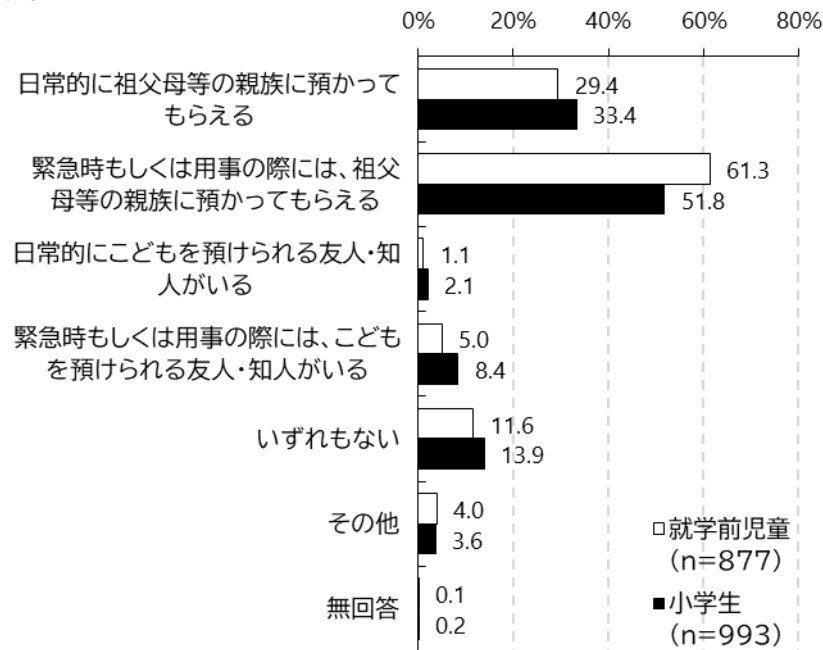
百分率（パーセント）による集計では、回答者数（該当設問においては該当者数）を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記します。そのため、割合の合計が100%にならない場合があります。

また、以降の調査結果の概要内での表記は、就学前児童保護者票を「就学前児童」、小学生児童保護者票を「小学生」とします。

2 調査結果の概要

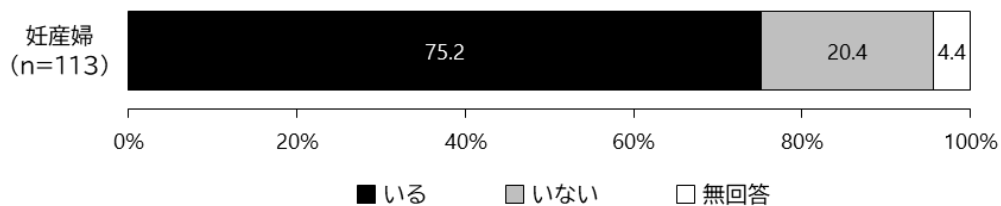
(1) こどもを預かってもらえる人の有無

こどもを預かってもらえる人の有無は、就学前児童、小学生ともに、「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族に預かってもらえる」が最も多くなっています。また、「いずれもない」はともに約1割となっていますが、小学生の方が2.3ポイント上回っています。



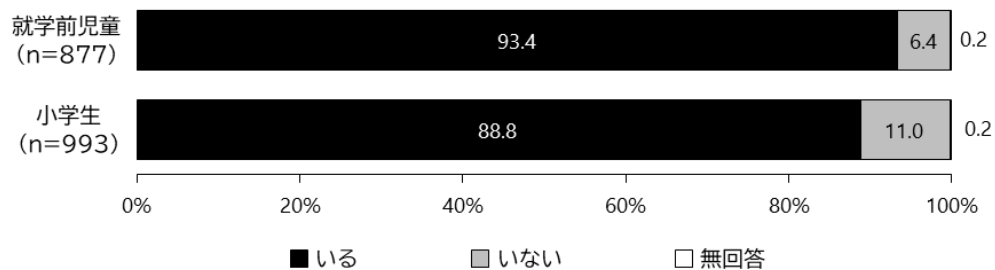
(2) 一時的にこどもを預かってくれる人の有無

一時的にこどもを預かってくれる人の有無について、妊産婦では「いる」が7割以上を占めています。



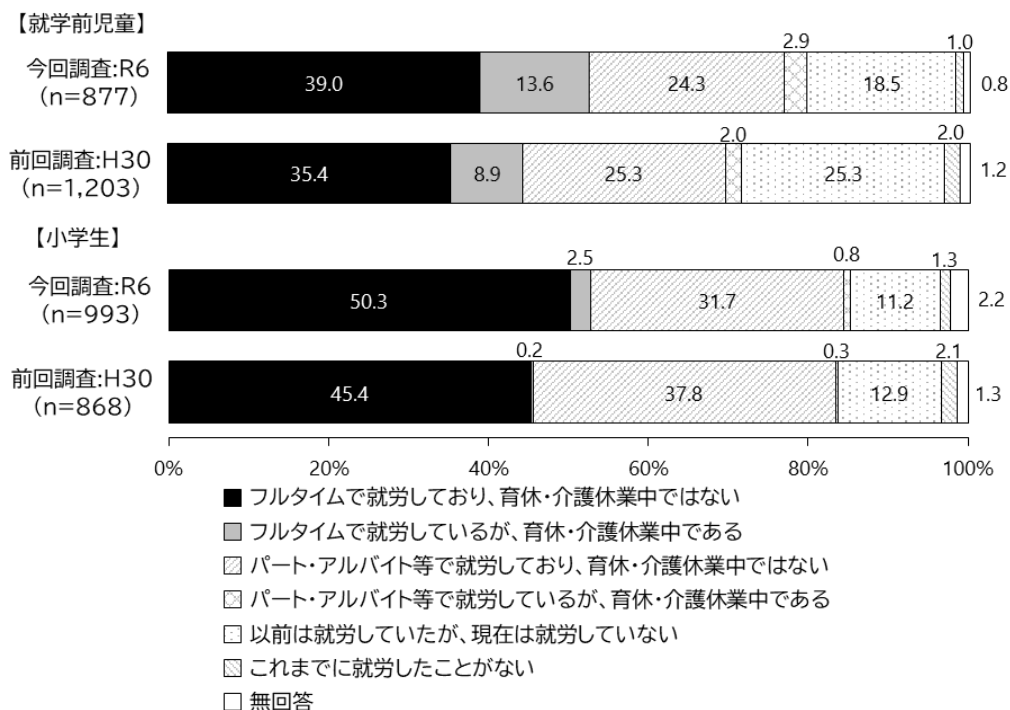
(3) 気軽に相談できる人の有無

相談相手の有無については、就学前児童、小学生ともに「いる」が多くを占める一方で、少数ではあるものの「いない」という人は、小学生の方が4.6ポイント上回っています。



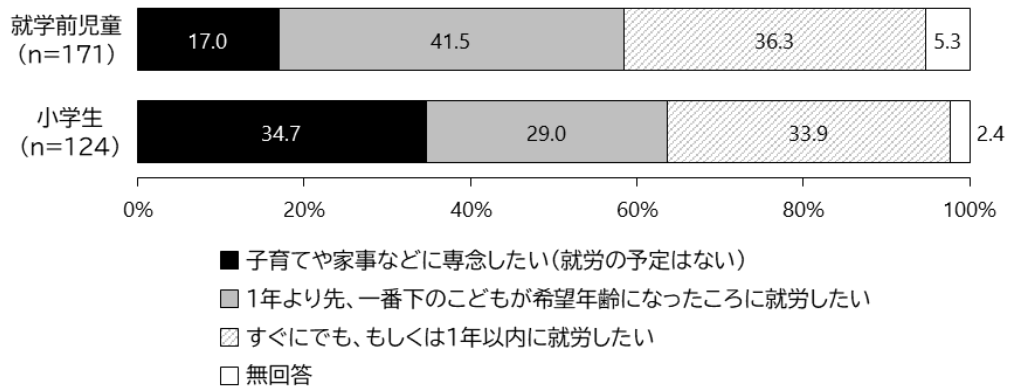
(4) 母親の就労状況

母親の就労状況について、育児休業・介護休業中にかかわらず、フルタイムやパート・アルバイト等で『就労している』と回答した割合の合計を前回調査と比較すると、就学前児童で8.2ポイント、小学生で1.6ポイント増加しており、就学前児童、小学生ともに就労している母親が増加しています。



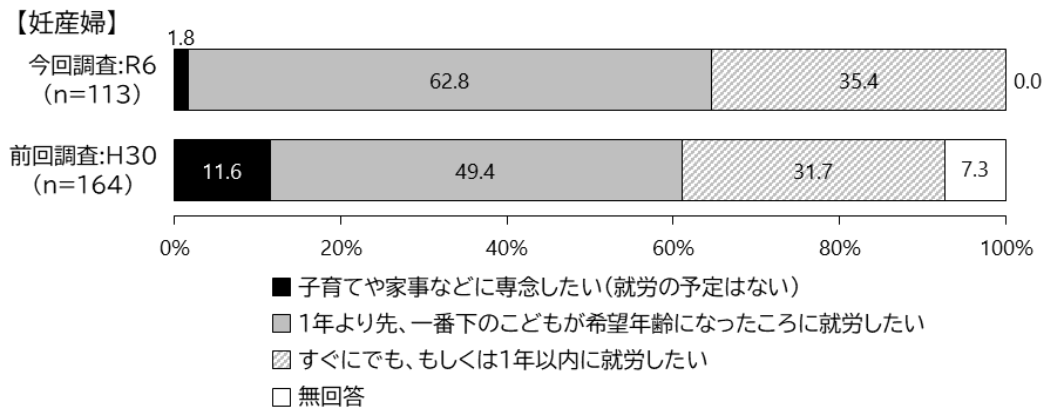
(5) 就労していない母親の今後の就労意向

就労していない母親の今後の就労意向については、就学前児童では、就労したい意向を持っている割合が7割以上、小学生では6割以上となっており、就学前児童の方が多くなっています。



(6) 妊産婦の今後の就労意向

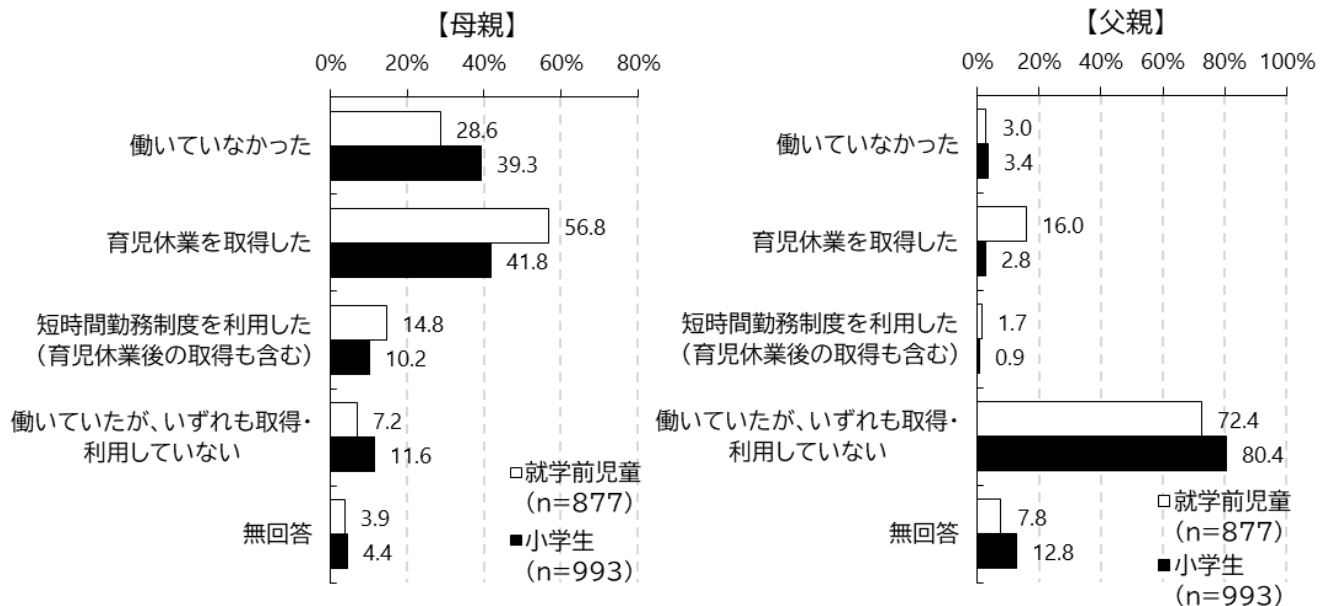
妊産婦の今後の就労意向については、就労したい意向を持っている割合は9割以上を占め、前回調査よりも割合が高くなっています。



(7) 育児休業の取得状況

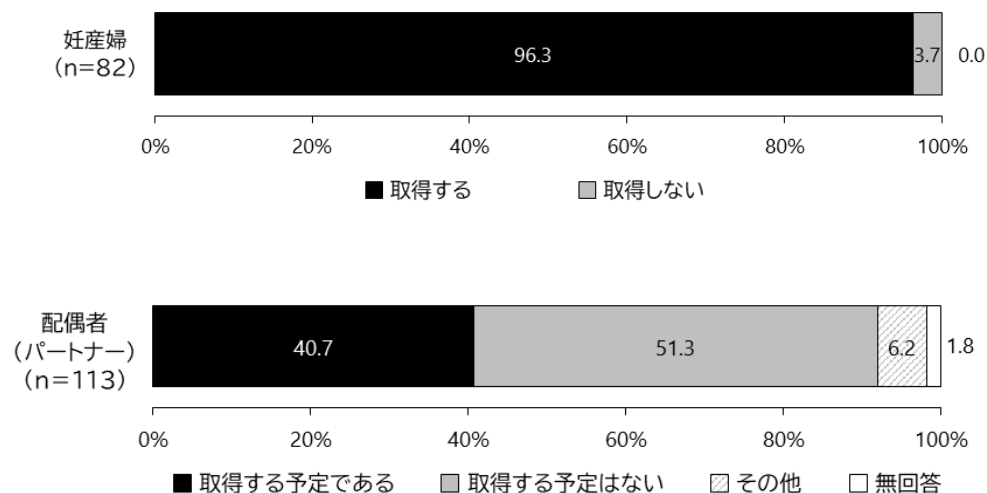
育児休業の取得状況について、母親では「育児休業を取得した」と回答した割合は就学前児童で56.8%、小学生で41.8%となっており、就学前児童の方が多くなっています。

父親では「育児休業を取得した」は就学前児童で16.0%、小学生では2.8%と、低い水準ではあるものの就学前児童の方が多く、育児休業を取得する父親が増えています。



(8) 妊産婦と配偶者（パートナー）の育児休業の取得予定

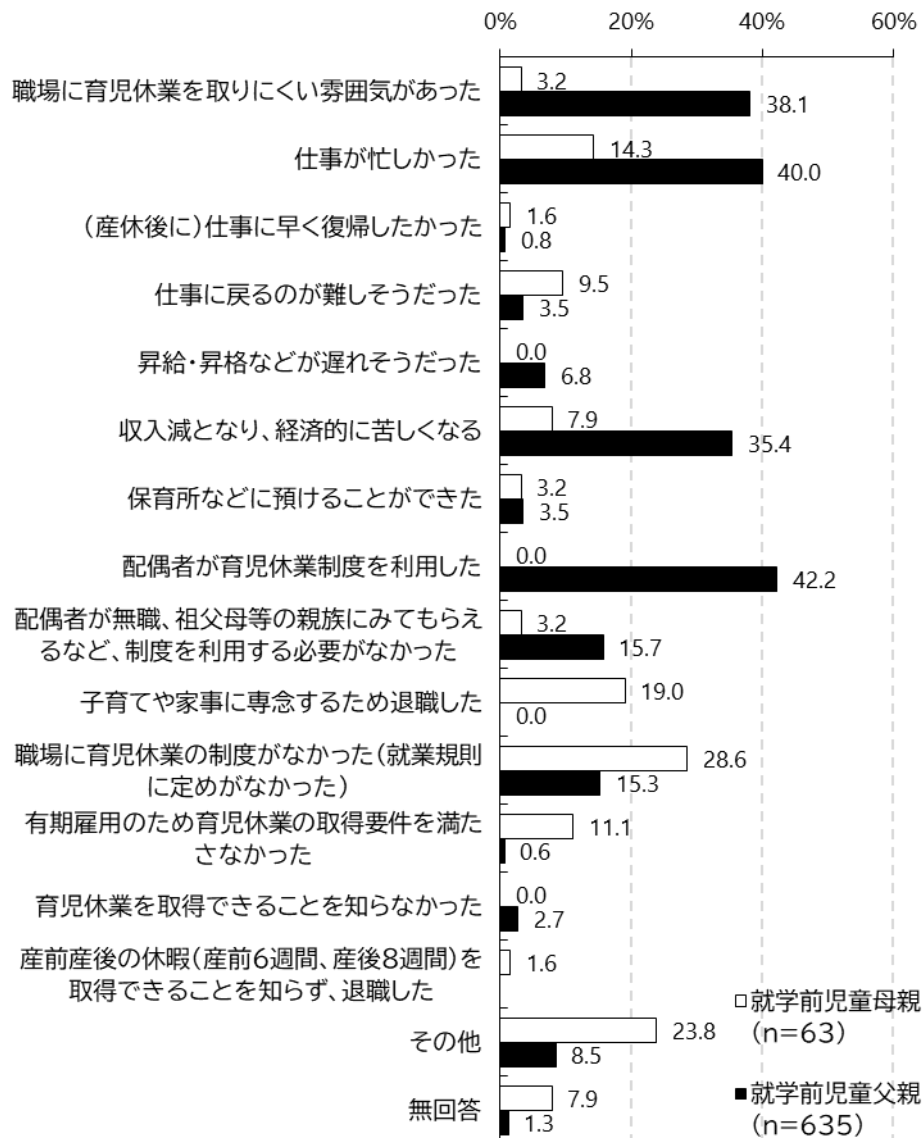
妊産婦と配偶者（パートナー）の育児休業の取得予定について、妊産婦は「取得する」と回答した割合がほとんどを占めていますが、配偶者（パートナー）では「取得する予定である」は約4割となっています。



(9) 育児休業を取得していない理由

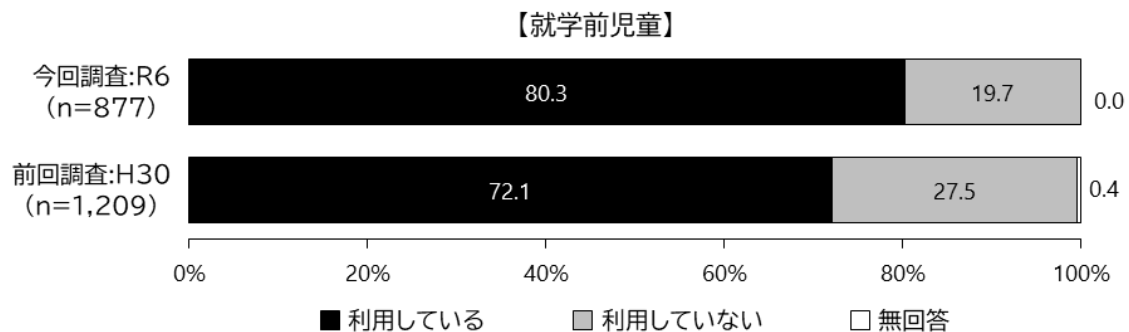
育児休業を取得していない理由については、母親は「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が最も多く、次いで「その他」、「子育てや家事に専念するため退職した」の順となっています。

父親は「配偶者が育児休業制度を利用した」が最も多く、次いで「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の順となっています。



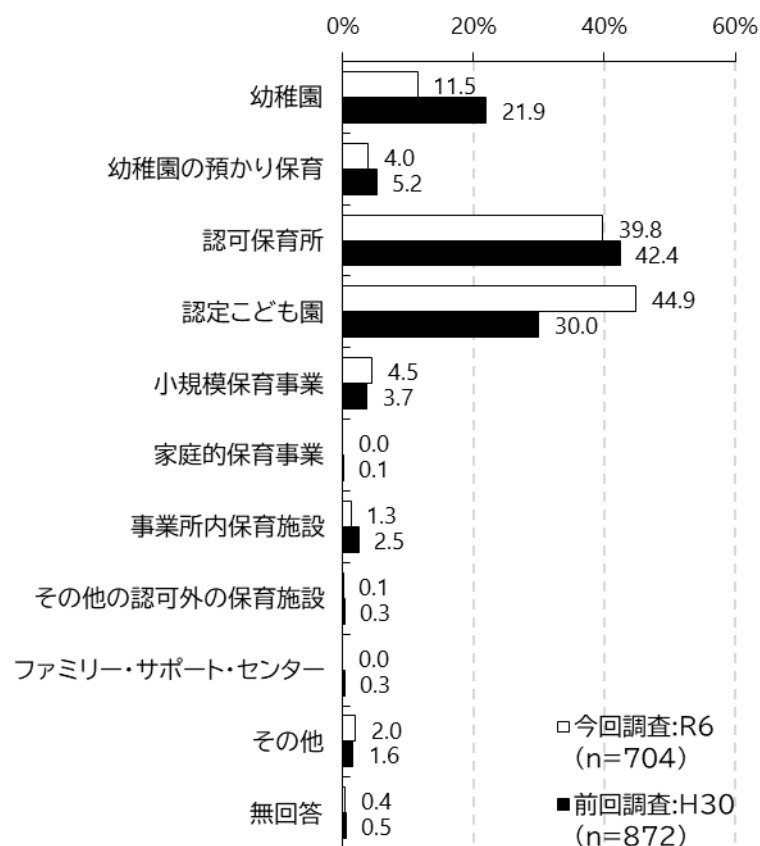
(10) 定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」と回答した割合は、今回調査では80.3%と、前回調査より8.2ポイント増加しており、女性就業率の上昇による共働き世帯の増加が影響していると考えられます。



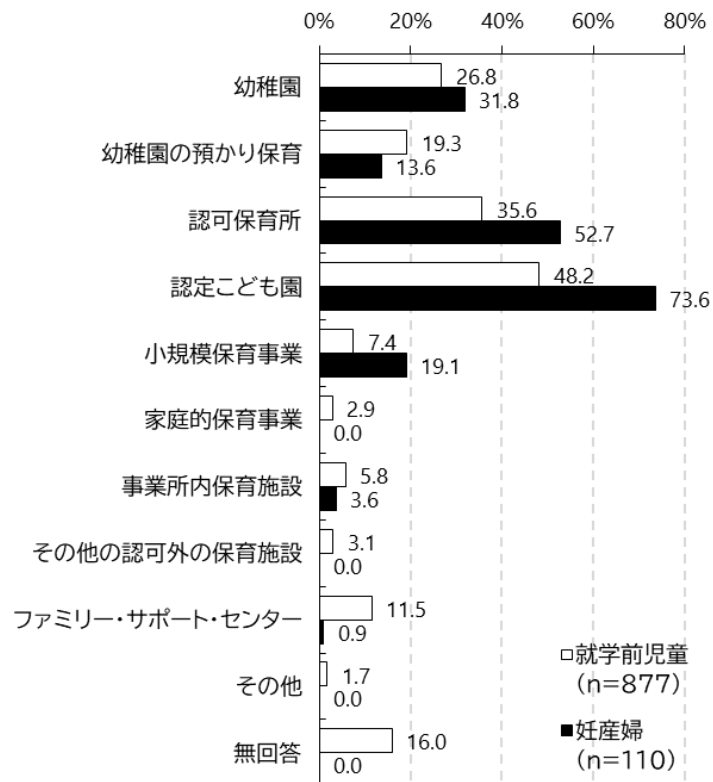
(11) 平日に定期的に利用している教育・保育事業

平日に定期的に利用している教育・保育事業については、「認定こども園」が最も多く、次いで「認可保育所」となっています。「認定こども園」は増加傾向、「認可保育所」、「幼稚園」は減少傾向となっています。



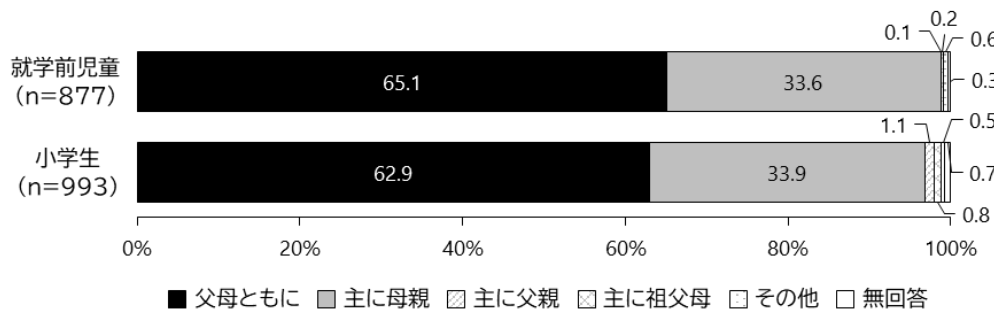
(12) 今後、平日に定期的に利用したい教育・保育事業

今後、平日に定期的に利用したい教育・保育事業については、就学前児童、妊産婦ともに、「認定こども園」が最も多く、次いで「認可保育所」、「幼稚園」となっています。



(13) 家庭内での子育ての状況

主な子育ての担い手については、就学前児童、小学生ともに、「父母ともに」が6割以上で、「主に母親」が約3割と「父母ともに」の方が多くなっています。



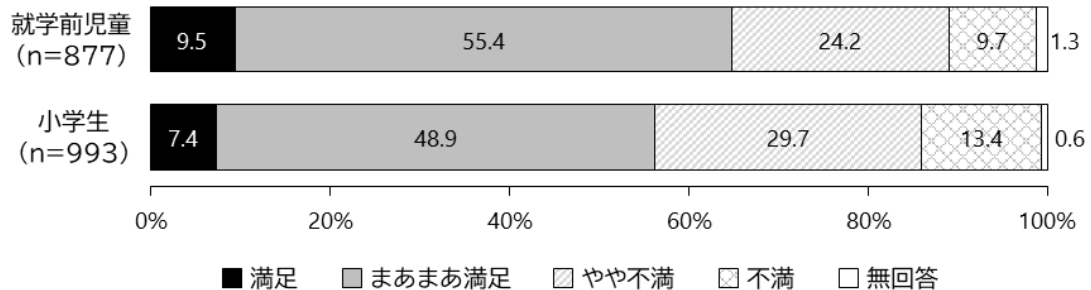
(14) 配偶者（パートナー）の家事の協力状況

妊産婦に尋ねた配偶者（パートナー）の家事の協力状況については、「よくする」が64.6%、「時々する」が23.9%と8割以上の方が家事に協力しています。



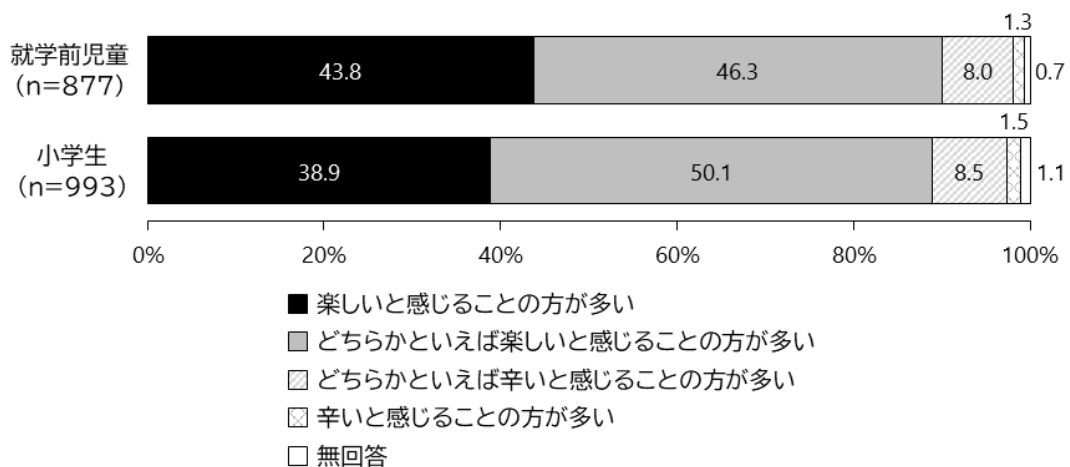
(15) 地域の子育て環境の満足度

地域の子育て環境の満足度については、「満足」、「まあまあ満足」を合わせると就学前児童の6割以上、小学生の5割以上が『満足』と回答しています。



(16) 子育て観

保護者の子育て観については、「楽しいと感じることの方が多い」、「どちらかといえば楽しいと感じることの方が多い」を合わせると就学前児童、小学生ともに約9割が『楽しいと感じることの方が多い』と回答しています。



第7節 今後の課題

国・栃木県の動向や、こどもや子育て家庭を取り巻く環境の変化などを踏まえて、本市における今後のこども・子育て支援に関する課題を次により整理します。

1 少子化対策に向けた取り組みの推進

本市では、直近5年間の出生数が300人から400人の間で推移し、総人口も年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の減少が続いており、少子化が進行している状況です。婚姻件数も減少傾向にあり、女性の未婚率が増加傾向で推移していることから、今後も少子化の流れは続くことが見込まれます。

少子化の進行に歯止めをかけ、人口の増加を図るための取り組みとして、安心してこどもを生み、育てることのできる環境の整備が求められます。そのためには、小児医療の充実、母子保健の充実、健診などの機会を利用した様々な育児相談に対応できる体制を整えることが必要です。

また、子育てにおいては、民間企業の育児休業制度や短時間勤務制度の取得に対する理解、地域住民による子育て支援など、行政のみならず、子育てにかかわる地域・企業・学校など、地域社会全体でこどもを育てる意識の醸成も重要となります。

2 子育てと仕事の両立に向けた取り組みの推進

女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯も増加していることから、子育てと仕事の両立に困難を抱えている家庭が増加しています。

育児休業を取得する男性の割合は増加傾向にあるものの、依然として低い状況にあり、職場での育児休業制度の整備や働き方改革などを通じて、男性が育児しやすい職場環境の整備を促進していく必要があります。

調査結果によると、家庭内での子育ては「父母ともに」という人が6割以上、妊産婦の配偶者（パートナー）が家事の協力を「よくする」という人も6割以上と家庭内での役割分担は改善されてきています。男性も女性も仕事との両立を図りながら、安心して子育てを続けることができるよう、子育てと仕事の両立を支える保育サービスの充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの考え方を、より一層、社会全体へと浸透させていくことが重要です。

3 持続可能なサービス供給体制の確保

本市における11歳までの児童数は今後も減少傾向が見込まれ、令和6年時点で約6,000人の児童数が令和11年には約5,000人となることが予測されており、それに伴い幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の利用者数も将来的には減少していくことが見込まれます。

その一方で、幼児教育・保育の無償化や、共働き家庭の増加による家庭環境の変化等により、保育ニーズや放課後児童クラブの利用ニーズは今後も増加が見込まれます。生産年齢人口の減少が確実視される状況下において、その幼児教育・保育や放課後児童クラブの担い手の確保が困難になることが考えられるため、人材の確保と研修体制の充実などによる人材の質の確保が最重要課題となります。

4 こどもたちの健やかな成長を守るための取り組みの推進

少子高齢化の進行、高度情報化に伴う情報格差、こどもの虐待やヤングケアラーなど、社会的要因が複合的に重なることで、こどもたちが置かれている環境が多様化し、こどもや家庭が抱える問題も多様化・深刻化している状況です。

あらゆる問題を早期に発見し、適切に対応するためには、行政、保健・医療機関、学校などが連携したネットワークの構築が重要であり、様々な困りごとを抱えるこどもたち一人一人に応じたきめ細かな対応が求められています。

いじめや不登校、児童虐待、子育ての孤立などの諸問題に適切に対応するため、相談体制や支援体制の充実と周知、未然に防ぐための取り組みや、不登校などの理由で学校に行けないこどもたちの居場所づくりが重要です。

5 こどもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つ社会の実現に向けた取り組みの推進

家庭環境は、子育てや教育に影響すると考えられていますが、子育てをめぐる家庭の状況は、障害、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など様々であるため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、養育費の確保など、経済的な支援策の充実による総合的な自立支援の推進が求められています。

家庭における環境は様々であっても、次代を担うこどもたちが、夢と希望を持ち、健やかに育つ社会を実現することが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画として、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して策定するものです。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針にある「子どもの育ちに関する理念」、「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」に即し、さらに、「第2期大田原市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえた理念を基本とします。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、こども・子育て支援は「こどもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、こどもの視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとするものとされています。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、こども・子育て支援にまつわる環境を整備することは社会全体の責任とされています。

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針－概要－】

■子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が子どもと向き合って子育てができるよう社会全体で支援していくことで、全ての子どもの健やかな育ちを実現することが必要である。

■子どもの育ちに関する理念

○乳幼児期、学童期それぞれの重要性や特性を踏まえた、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育、子育て支援の安定的な提供を通じた、子どもの健やかな発達を保障することが必要である。

○一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境の整備が社会全体の責任である。

■子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

○子ども・子育て支援とは、保護者の育児の肩代わりではなく、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援していくことである。

○全ての子どもの健やかな育ちを保障するため、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性の向上や、施設設備等の良質な環境の確保など、教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上が重要である。

■社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

社会のあらゆる分野における構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスが図られるような雇用環境の整備が必要である。

これらを踏まえ、少子化の動向、こどもを取り巻く家庭や社会環境の変化を的確にとらえ、こどもの成長にしっかりと向き合い、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を本計画に的確に位置づけ、すべてのこどもの健やかな成長を保障していくこととします。

さらに、子ども・子育て支援法の理念や意義に即した「第2期大田原市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念などの考え方を踏襲し、これまでの施策を継続するとともに、より一層の支援に取り組みます。

【基本理念】

1 こどもの発達支援

こどもが心身ともに健やかに育つように、こどもの最善の利益が実現される取り組みを進めていきます。

2 こどもとともに成長する親への支援

すべての親が心身ともにゆとりをもち、子育てを通じて親自身も成長できるように支援していきます。また、次代の親となる若い世代がこどもを生み育てたいと思えるように、乳幼児とのふれあいを通して、子育ての喜びや楽しさを経験できるように支援します。

3 こどもが地域で育つ環境づくり

家庭で安心して子育てできるように、地域全体で子育て家庭を支えていきます。子育て家庭が抱える不安感や負担感の軽減を図り、お互いが助け合いながら子育てできる地域づくりとそのためのネットワークづくりを推進していきます。

本計画においても、以上を基本理念として継承し、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

第2節 キャッチフレーズ

本計画においても、これまでと同様のキャッチフレーズを掲げ、基本理念のもとに実現していく本市のこども・子育て支援に対する姿勢を示すものとします。

本市では、こどもが地域の中でたくましく育ち、また、すべての家庭が子育ての責任を自覚し、親自身も子育てを通じて成長することができ、さらに地域では、子育てを社会全体で行うものとする共通認識のもと、子育てを支援していくという思いを、第1期計画から第2期計画へ、そして今期の計画へとつなぐキャッチフレーズとして「子育て環境日本一を目指して」を掲げ、計画を推進していきます。

子育て環境日本一を目指して

第3節 基本目標

本計画の推進にあたり、国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の方策」等を定め、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。また、5つの基本目標を設定し、総合的にこども・子育て支援施策を推進していきます。

1 地域における子育て支援の充実

核家族化や女性就業率の上昇による共働き世帯の増加などにより、子育て家庭が求める支援も多様化する中、すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた子育て支援の充実及び質的向上を図ります。

また、地域の連帯感の向上や、子育てをする親同士の相談や交流の場の充実など、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、次代を担うこどもや子育て家庭を地域全体で支え合うための地域住民による活動の輪を広げ、地域における子育てを総合的に推進します。

2 親とこどもの健康確保と健康づくり

出産、育児は、未体験の連続であり、多くの親が不安や悩みを抱えています。身近な地域の様々な人たちが親子をサポートできる環境を目指し、安心してこどもを生み育てることができる環境の充実、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、医療機関との連携や協力を強化して小児救急医療体制の充実に努め、母子保健の推進を図ります。

3 支援が必要なこどもや家庭への支援

すべてのこどもの人権が尊重され、身近な地域で自立した生活ができるよう、障害のあるこどもや、地域において孤立した家庭、ひとり親家庭など、支援を必要とするこどもや家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

4 こどもの健やかな成長を支える教育環境の整備

こどもが心身ともに健やかに成長し、豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

また、こどもたちが、社会の変化に対応しながら自分で課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、問題を解決する「生きる力」を身につけられるよう、教育の充実を図るとともに、こどもを取り巻く有害環境対策も推進します。

5 こどもや子育て家庭を支援する生活環境の整備

子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう、これまで以上に働きかけていくとともに、働き方改革などを通じて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

また、子育て家庭にやさしい地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、こどもや子育て家庭が安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。さらに、少子化の要因といわれる未婚化、晩婚化の進行に歯止めをかけるため、結婚支援による家族づくりを応援します。

第4節 施策の体系

基本理念に基づく基本目標の達成に向け、これまでの施策・事業の取り組みや、市民のニーズ等を踏まえ、施策の追加や事業の充実を図るため、次の施策体系により計画を推進していきます。

【基本理念】

- 1 こどもの発達支援
- 2 こどもとともに成長する親への支援
- 3 こどもが地域で育つ環境づくり

基本目標1. 地域における子育て支援の充実

1. 教育・保育サービスの充実
2. 地域における子育て支援サービスの充実
3. 地域におけるこどもの活動の場や機会の確保
4. 経済的負担の軽減

基本目標2. 親とこどもの健康確保と健康づくり

1. 安心して出産できる環境づくり
2. こどもや母親の健康の確保
3. 小児医療の充実

基本目標3. 支援が必要なこどもや家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の充実
2. 障害児やその家庭への支援施策の充実
3. ひとり親家庭等への支援
4. 外国籍の家庭や外国につながるこどもへの支援

基本目標4. こどもの健やかな成長を支える教育環境の整備

1. 家庭や地域の教育力の向上
2. 「生きる力」を育む学校教育の推進

基本目標5. こどもや子育て家庭を支援する生活環境の整備

1. 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
2. こどもの安全の確保
3. 子育てを支援する生活環境の整備
4. 家族づくりの支援

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく教育・保育提供区域の設定については、保護者や子どもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案します。

本市の現状として

- ①現在の利用状況において、学区や行政区等の区域を越えた利用実態がある。
- ②就業地域と生活地域は個人によって様々である。
- ③市内全域へ自家用車による移動が可能である。
- ④基盤整備が区域ごとの需要と供給で管理されるため、区域を細分化すると新たな事業への参入の妨げとなる。

このような状況から、本市の教育・保育提供区域は市全体を1区域として設定します。

■本市における教育・保育提供区域

区分／施設・事業名			区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	市全体
	地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業	
地域子ども・子育て支援事業	① 時間外保育（延長保育）事業		
	② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
	③ 子育て短期支援事業		
	④ 地域子育て支援拠点事業		
	⑤ 一時預かり事業		
	⑥ 病児保育事業		
	⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）		
	⑧ 利用者支援事業		
	⑨ 妊婦健康診査		
	⑩ 産後ケア事業		
	⑪ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		
	⑫ 養育支援訪問事業		
	⑬ 子育て世帯訪問支援事業		
	⑭ 要支援・要保護児童支援事業		
	⑮ 実費徴収補足給付事業		
	⑯ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		

第2節 教育・保育施設の量の見込み及び確保方策

国から提示される基本指針等に基づき、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

子ども・子育て支援法では、教育・保育の必要性を認定した上で利用施設を決定し、その施設に給付費を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その認定区分は次のとおりです。

■認定区分

区分	年齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	満3歳～5歳	幼稚園、認定こども園	専業主婦（夫）家庭、共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定	3歳～5歳	保育所、認定こども園	共働き家庭等
3号認定	0歳、1歳、2歳	保育所、認定こども園、地域型保育事業	共働き家庭等

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園
特定地域型保育事業	・小規模保育事業（定員6～19人） ・家庭的保育事業（定員5人以下） ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業（事業所の従業員のこどもに加えて、地域の保育を必要とするこどもの保育を実施するものに限る）
従来型の継続幼稚園	私学助成の幼稚園 （子ども・子育て支援新制度以前の制度の継続を希望する幼稚園）

※本市には、「従来型の継続幼稚園」はありません。すべて「特定教育・保育施設」へ移行しました。

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保方策

各認定区分における教育・保育施設等の需要量と確保方策は以下のとおりです。

単位：人

		1号 認定	2号 認定	3号認定			確保方策
				0歳	1歳	2歳	
令和6年度	対象児童数	1,310		329	372	395	
	実績値	420	952	158	280	302	
令和7年度	推計児童数	1,263		350	336	369	
	量の見込み（広域利用を含む）（1）	420	888	153	228	250	
	提供体制	特定教育・保育施設	440	1,040	150	241	
		特定地域型保育事業			37	42	
		認可外（企業主導型）			3	5	
		他市町施設	60	60	5	10	
		提供量総数（2）	500	1,100	195	298	
		（2）－（1）	80	212	42	70	
令和8年度	推計児童数	1,184		343	357	334	・小規模保育事業 1施設廃止予定
	量の見込み（広域利用を含む）（1）	394	832	150	243	226	
	提供体制	特定教育・保育施設	440	1,040	156	247	
		特定地域型保育事業			31	36	
		認可外（企業主導型）			3	5	
		他市町施設	60	60	5	10	
		提供量総数（2）	500	1,100	195	298	
		（2）－（1）	106	268	45	55	
令和9年度	推計児童数	1,111		335	351	356	
	量の見込み（広域利用を含む）（1）	369	781	147	238	241	
	提供体制	特定教育・保育施設	440	1,040	156	247	
		特定地域型保育事業			31	36	
		認可外（企業主導型）			3	5	
		他市町施設	60	60	5	10	
		提供量総数（2）	500	1,100	195	298	
		（2）－（1）	131	319	48	60	

		1号 認定	2号 認定	3号認定			確保方策
				0歳	1歳	2歳	
令和10年度	推計児童数	1,070		331	342	348	
	量の見込み（広域利用を含む）（1）	356	752	145	232	235	
	提供体制	特定教育・保育施設	440	1,040	156	247	289
		特定地域型保育事業			31	36	21
		認可外（企業主導型）			3	5	4
		他市町施設	60	60	5	10	10
		提供量総数（2）	500	1,100	195	298	324
	（2）－（1）		144	348	50	66	89
令和11年度	推計児童数	1,049		333	338	340	
	量の見込み（広域利用を含む）（1）	349	737	145	230	230	
	提供体制	特定教育・保育施設	440	1,040	156	247	289
		特定地域型保育事業			31	36	21
		認可外（企業主導型）			3	5	4
		他市町施設	60	60	5	10	10
		提供量総数（2）	500	1,100	195	298	324
	（2）－（1）		151	363	50	68	94

■教育施設の確保方策について

市内の幼稚園は、令和2年度中にすべての施設が認定こども園に移行しました。

利用定員が利用児童数を上回っていることから、ニーズ量に対する供給量は十分確保されているものと判断します。しかし、現在の利用状況を踏まえ、那須塩原市や近隣の市町に60人の供給基盤を確保することとして調整を行いました。

■保育施設の確保方策について

第1期計画において、供給量の不足が予想される3号認定児童の対応を中心として、幼稚園の認定こども園への移行や小規模保育事業の整備を行い、第2期計画では、供給量の維持を第一に考え、公立保育所を中心とした受け入れ数の調整を行いました。

第3期計画では、引き続き供給量の維持を第一として受け入れ数の調整を行います。また、老朽化が著しい施設において、園児の安全確保及び保育環境改善を目的として改修等を行うための経費の一部補助を行い、保育の提供体制の維持を図ります。

第3節 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

1 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

核家族化や共働き世帯の増加など、こどもと子育て家庭を取り巻く環境の変化とともに、幼児期の教育・保育に対するニーズも多様化しています。

本市では、保護者の就労状況等にかかわらず柔軟にこどもを受け入れ、教育・保育を一体的に受けることができる認定こども園の普及を図り、令和2年度までに、幼保連携型認定こども園1施設が新設され、市内のすべての幼稚園が認定こども園へ移行しました。

今後は児童数、保護者のニーズ、施設の状況等を総合的に判断し、教育・保育の提供体制の充実を図っていきます。

2 教育・保育及び地域子育て支援事業の役割と提供の必要性

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の提供が求められるため、各事業者が連携・協働して一人一人の育ちを支援します。また、乳幼児期の発達は連続性を有するものであることから、教育・保育施設と地域型保育事業、教育・保育施設と小学校との円滑な接続のための取り組みを推進します。

3 産後休暇及び育児休業後における保育等の円滑な利用の確保

保護者が産後休暇や育児休業明けの希望する時期に、教育・保育施設等を円滑に利用できるよう、情報提供を行うとともに、必要に応じて相談支援を行います。

第4節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用料、1号認定児童の預かり保育料等を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

本市における子育てのための施設等利用給付の実施及び支給方法については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮し、市内外の教育・保育施設及び認可外保育施設と連携しながら、公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

第5節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

国から提示される基本指針等に基づき、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

1 時間外保育（延長保育）事業 対象：0歳～5歳

保育認定を受けたこどもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、在園する保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

■現在の取り組み状況

公立保育所2か所、私立保育所8か所、認定こども園1か所、小規模保育事業所5か所の計16か所で、時間外保育（延長保育）事業を実施しています。

■量の見込み及び確保の方策

計画期間においては、利用実績をもとに事業量を見込んでおり、事業の性質上、定員の設定はなく、在園児への提供であることからニーズ量には対応できるものと考え、引き続き事業を実施し、提供体制の確保に努めます。

	量の見込み（実人数：人）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	233	223	216	210	207
確保方策					
提供体制（人）	233	223	216	210	207
施設数（か所）	15	15	15	15	15
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

	実施施設内訳（か所）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所	9	9	9	9	9
小規模保育事業	5	5	5	5	5
認定こども園	1	1	1	1	1

2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 対象：小学1年生～6年生

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に、小学校の余裕教室、自治公民館等を利用し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■現在の取り組み状況

それぞれの放課後児童クラブにおいて、施設設備、職員体制の状況により、可能な範囲で児童の受け入れを実施しています。また、利用者の増加に対応するため、第2期計画期間中において民間事業者の参入により、大田原地区に5クラブの開設を行い、黒羽地区で1クラブの単位拡充を行いました。

令和6年5月現在、公設民営13か所、民設民営15か所の合計28か所で1,477人の児童の利用があります。

■量の見込み及び確保の方策

共働き世帯の増加により、教育・保育施設等と同様に多くのニーズが見込まれます。さらに、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、小学校区ごとに事業量を見込む必要があります。引き続き、既存の放課後児童クラブにおいて事業を実施するとともに、既存の放課後児童クラブだけでは対応できない小学校区については、こども家庭庁が策定した「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、民間事業者の参入も含め、量の確保を進めることとします。

なお、学校内で新規に放課後児童クラブを開設する際は、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」を一体的、又は連携した施設の整備を推進し、教育委員会と調整も行っていくこととします。

【今後予定される学童保育館の整備拡充予定】

令和9年度：親園小学校区内 民間事業者による新設検討 定員 40 名確保

石上小学校区内 民間事業者による新設検討 定員 30 名確保

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保方策

		量の見込み（実人数：人）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,392	1,383	1,332	1,274	1,217
1年生～3年生		816	805	748	724	681
4年生～6年生		576	578	584	550	536
地区ごとの量の見込み						
大田原	全学年	762	770	742	717	675
	1年生～3年生	457	449	419	407	374
	4年生～6年生	305	321	323	310	301
金田	全学年	199	202	197	184	182
	1年生～3年生	104	108	101	95	90
	4年生～6年生	95	94	96	89	92
親園	全学年	84	85	84	82	89
	1年生～3年生	50	54	49	52	55
	4年生～6年生	34	31	35	30	34
佐久山	全学年	22	20	19	15	14
	1年生～3年生	8	9	9	7	5
	4年生～6年生	14	11	10	8	9
野崎	全学年	125	124	120	116	118
	1年生～3年生	78	81	76	74	75
	4年生～6年生	47	43	44	42	43
湯津上	全学年	70	63	62	56	52
	1年生～3年生	37	31	29	28	29
	4年生～6年生	33	32	33	28	23
黒羽	全学年	130	119	108	104	87
	1年生～3年生	82	73	65	61	53
	4年生～6年生	48	46	43	43	34
確保方策						
提供体制（人）		1,444	1,444	1,514	1,514	1,514
施設数（支援単位数）		40	40	42	42	42
確保方策一量の見込み		52	61	182	240	297

3 子育て短期支援事業 対象：0～18歳

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこと
もについて、児童養護施設等において、宿泊を伴う短期入所生活援助事業（ショートステイ事
業）や夕方から夜間にかけて預かりを行う夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）にて、
短期的な預かりを行うことで、子どもや家庭への在宅支援の充実を図る事業です。

■量の見込み及び確保の方策

現在、ひとり親家庭や共働き世帯の増加等に伴い、ニーズが増加しています。事業の性
質上、市内及び近隣市町の児童福祉施設等への委託を中心に、ニーズに対応していきます。

	量の見込み（人日）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	84	81	77	74	72
確保方策					
提供体制（人日）	230	230	230	230	230
施設数（か所）	5	5	5	5	5
確保方策－量の見込み	146	149	153	156	158

4 地域子育て支援拠点事業 対象：0歳～5歳

就学前児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■現在の取り組み状況

公設が6か所、民設が3か所の計9か所で実施しています。

【子育て支援センター・つどいの広場・子育てサロン】

公設：しんとみ子育て支援センター、つどいの広場トコトコ、つどいの広場さくやま、
子育てサロンかねだ、子育てサロンのざき、子育てサロンかわにし

民設：ひかり子育て支援センター、子育て支援センターすくすくきっず、
ゆづかみ子育て支援センター

■量の見込み及び確保の方策

令和2～令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が大きく減少しました。令和4年度以降、利用者数は回復傾向にありますが、依然として利用者数が少ない施設もあります。また、老朽化が進んでいる施設もあるため、施設の統廃合も踏まえた効率的な施設運営を行い、利用者のニーズを的確にとらえ、民間事業者とも連携を図りながら、乳幼児活動や相談事業の充実、妊婦（プレママ）対象事業の実施、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点事業の充実を進めていきます。

	量の見込み（人日／月）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	528	517	521	511	506
確保方策					
提供体制（人日／月）	528	517	521	511	506
施設数（か所）	7	5	5	5	5
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

5 一時預かり事業

(1) 一時預かり事業（幼稚園型） 対象：満3歳～5歳（1号認定）

保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園・認定こども園に在籍する1号認定の児童について、教育時間の前後や土曜日、長期休業日に預かり保育を実施することにより、子育て支援と児童の福祉の向上を図るための事業です。

■現在の取り組み状況

市内認定こども園6か所で、一時預かり事業（幼稚園型）を実施しています。

■量の見込み及び確保の方策

事業の性質上、定員の設定はなく、現在のニーズには対応しているものと考えます。利用実績からの量の見込みはわずかに減少していくことが想定されますが、保護者の多様なニーズに対応するため、現在の提供体制の維持を図ります。

	量の見込み（人日）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15,214	14,262	13,383	12,889	12,636
確保方策					
提供体制（人日）	15,214	14,262	13,383	12,889	12,636
施設数（か所）	6	6	6	6	6
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(2) 一時預かり事業（幼稚園型を除く） 対象：0歳～5歳

保護者の外出、急病、リフレッシュ等で、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、保育所等において、一時的に預かり保育の提供を行うことにより、子育て支援と児童の福祉の向上を図るための事業です。

■現在の取り組み状況

公立保育所1か所、私立保育所7か所、認定こども園1か所と、トコトコおおたわら一時保育センターで一時預かり事業を実施しています。

■量の見込み及び確保の方策

保育所等で実施する一時預かり事業を中心として、提供体制の確保を図るほか、トコトコおおたわら一時保育センターでの一時預かり事業による提供体制も確保しています。

	量の見込み（人日）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,073	1,984	1,926	1,870	1,843
確保方策					
提供体制（人日）	19,861	19,817	19,905	19,900	19,993
施設数（か所）	10	10	10	10	10
確保方策－量の見込み	17,788	17,833	17,979	18,030	18,150

6 病児保育事業 対象：1歳～小学6年生

病気又は病気の回復期にある乳幼児及び児童に、集団保育が困難な期間において、保育施設等の専用スペースで看護師等が一時的に保育を提供することにより、保護者の子育てと就労の両立と、病児等の安静の確保を図るための事業です。

■現在の取り組み状況

病児保育事業には、病気の回復期に至らないものの、当面症状の急変が認められないこどもを預かる「病児対応型」、病気の回復期にはあるものの、集団保育が困難なこどもを預かる「病後児対応型」、在園児に限り、保育中の急な体調不良などに対応し、保護者が迎えに来るまで看護師等が専用スペースで保育する「体調不良児対応型」があります。

市内には、すべての事業を実施する認定こども園が1か所、「病後児対応型」を実施する私立保育所が1か所、「体調不良児対応型」を実施する私立保育所が2か所あります。

■量の見込み及び確保の方策

就労している保護者が、こどもが病気になったときに仕事を休めない場合があり、保護者に代わって病気のこどもを保育する、病児保育のニーズが高まっています。病児等が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全・安心な施設や保育体制づくりに努めます。

	量の見込み（人日）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,821	3,685	3,517	3,379	3,264
確保方策					
提供体制（人日）					
病児保育事業	3,821	3,685	3,517	3,379	3,264
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0
施設数（か所）					
病児・病後児対応型	2	2	2	2	2
体調不良児対応型	3	3	3	3	3
非施設型（訪問型）	0	0	0	0	0
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

7 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

対象：0歳～小学6年生

子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

■現在の取り組み状況

事務局を保育課内に設置し、会員（特に提供会員）の確保に向けて、民生委員への協力依頼や市内施設等においての周知活動を実施しています。

■量の見込み及び確保の方策

事業の性質上、定員の設定はなく、ニーズには対応できるものと考えます。今後、活動内容の充実により、様々な子育て家庭のニーズに対応できる事業とするため、安定した提供会員（育児の支援を行う者）の確保と人材の育成を進めます。また、事業のさらなる周知と、手続き方法など利用者が使いやすい事業とする検討を行い、事業の拡大に努めます。

	量の見込み（人日）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	565	545	520	500	483
確保の方策					
提供体制（人日）	565	545	520	500	483
施設数（か所）	1	1	1	1	1
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

8 利用者支援事業 対象：こどもとその保護者及び妊婦

妊婦や子育て中の親子が、身近な場所で必要な支援を円滑に利用できるように、情報提供、相談、援助を行い、関係機関との連絡調整を行う事業です。

■現在の取り組み状況

本市では、妊娠・子育て中の保護者からの相談や事務手続きに対応するため、子育てに関する窓口を一本化し、こども支援課において対応しています。

■量の見込み及び確保の方策

子育てに関するパンフレットの発行などによる情報提供を行うとともに、利用者支援事業として、こども支援課で実施している利用相談業務に関する専用窓口を整えるなどの対応を行います。

利用者支援事業	量の見込み（か所）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
基本型	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策（か所）					
基本型	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

妊婦等包括相談支援事業	量の見込み（回）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,050	1,029	1,005	993	993
確保方策（提供体制）（回）					
こども家庭センター	1,050	1,029	1,005	993	993
上記以外	0	0	0	0	0
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

9 妊婦健康診査 対象：すべての妊婦（転入者含む）

妊婦健康診査は、安全で安心な出産のために重要であることから、確実な受診を図ることを目的に、妊娠・出産に係る経済的負担を軽減するために、妊婦健康診査費用の公費負担を実施する事業です。

■現在の取り組み状況

本市では、産科医療機関における妊婦健康診査費用の公費負担を実施しています。

■量の見込み及び確保の方策

事業の性質上、すべての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き産科医療機関等と連携し、受診体制の確保と定期的な受診を勧奨します。

	量の見込み（人回）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ受診者数）	4,200	4,116	4,020	3,972	3,972

10 産後ケア事業 対象：出産後1年以内の母子

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として実施する事業です。

■現在の取り組み状況

県内の医療機関等と委託契約を結び、産後ケア事業を実施しており、令和7年度からは、日帰り型、宿泊型に加えて訪問型も開始し、利用料の見直しを行うなど、利用しやすくしています。

■量の見込み及び確保の方策

近年、利用者数が増加していることを加味して事業量を見込んでいますが、複数の医療機関等と契約していることから、ニーズ量には対応できるものと考えます。

引き続き、医療機関や他自治体等と連携し、提供体制の確保に努めます。

	量の見込み（人日）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	428	420	410	405	408
確保方策					
提供体制（人日）	428	420	410	405	408
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

1 1 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

対象：生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭

生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等に関する支援を行う事業です。

■現在の取り組み状況

市内の乳児（生後4か月未満）のいるすべての家庭に対し、訪問指導員や市の保健師が自宅に訪問し、母子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談等、必要な支援を行っています。

■量の見込み及び確保の方策

0歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込みます。引き続き、市での事業実施を予定しており、訪問指導員の委嘱により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

	量の見込み（人）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（訪問乳児数）	365	360	355	350	350

12 養育支援訪問事業 対象：養育支援が特に必要な家庭（妊婦を含む）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■現在の取り組み状況

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診事業などで把握された養育支援が必要と思われる家庭に、保健師、心理士、家庭相談員等が連携し家庭訪問を行い、養育に関する相談・支援を実施しています。

■量の見込み及び確保の方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去の実績と同等の事業量を見込んでいます。

引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、家庭相談員・保健師等の配置により、必要な事業量の確保に努めます。

	量の見込み（人日）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	750	750	750	750	750
確保方策					
提供体制（人日）	750	750	750	750	750
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

13 子育て世帯訪問支援事業 対象：支援が必要な妊婦又は乳児の養育者

訪問支援員が、家事・子育てに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や教育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

■現在の取り組み状況

令和6年11月現在、2か所の事業者と委託契約を結び、支援が必要な妊婦や生後4か月未満の乳児のいる家庭を訪問し、家事・育児支援を行う、「大田原市養育支援ヘルパー派遣事業」として実施しています。

■量の見込み及び確保の方策

0歳児の将来推計は減少していきますが、利用実績を踏まえ事業量を見込んでいます。引き続き関係機関と連携し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、提供体制の確保に努めます。

	量の見込み（人日）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	104	104	104	104	104
確保方策					
提供体制（人日）	104	104	104	104	104
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

1.4 要支援・要保護児童支援事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を実施する事業です。

■現在の取り組み状況

代表者会議は年1回開催、実務者会議は毎月開催しています。さらに、児童相談所、警察、教育委員会等との連携を強化するため、実務者会議には各機関からの担当職員が出席し、解決が困難な事例について検討や情報交換を実施するなど、児童虐待防止対策を実施しています。また、個別ケースについても、関係機関との検討会議を随時開催しています。

■量の見込み及び確保の方策

	量の見込み（回）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
要保護児童等対策地域協議会 代表者会議の開催回数	1	1	1	1	1
実務者会議の開催回数	12	12	12	12	12

1.5 実費徴収補足給付事業

教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難である世帯を対象に、保護者が支払うべき日用品・文房具、副食材料費等の実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、円滑な施設利用を図り、こどもの健やかな成長を支援するための事業です。

■現在の取り組み状況

施設等利用給付の認定を受け従来型の幼稚園において給食の提供を受けている、低所得世帯に該当する方を給付対象としています。市内には対象となる幼稚園がないため、市外にある対象の幼稚園の在園児に対して給付しています。

16 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 対象：0歳～2歳

保護者の育児不安の解消、育児負担の軽減等を図るため、就労要件などは問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育の提供を受ける事業です。

■現在の取り組み状況

同じ年齢のこどもたちがふれあいながら、家庭では得られない様々な経験ができるよう、また、育児不安など保護者の負担感の軽減等、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援をするため、月一定時間までの利用可能枠の中で乳児等通園支援事業を実施します。

■量の見込み及び確保の方策

0歳児から2歳児の将来の就学前児童数は減少が予測されていますが、子育ての不安や悩みを抱えている保護者のニーズに対応できるよう、提供体制の確保に努めます。

	量の見込み（人日）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児					
量の見込み	6	6	6	6	6
提供体制（人日）	6	6	6	6	6
提供体制－量の見込み	0	0	0	0	0
1歳児					
量の見込み	7	7	7	7	7
提供体制（人日）	7	7	7	7	7
提供体制－量の見込み	0	0	0	0	0
2歳児					
量の見込み	7	7	7	7	7
提供体制（人日）	7	7	7	7	7
提供体制－量の見込み	0	0	0	0	0

第5章 こども・子育て支援施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の充実

1 教育・保育サービスの充実

■現況把握

- ◇令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化の影響や、共働き世帯の増加、就労形態の変化、核家族化の進行などにより、保育需要は増加傾向にあるとともに、多様化しています。一方で、少子化を踏まえた将来的な需要を考慮する必要があるため、需要に応じた通常保育の量の確保を行うとともに、一時預かり、時間外（延長）保育、病児保育など、多様化する保育需要への対応が課題となっています。
- ◇安心して子育てと仕事の両立ができるように、受け入れ体制の弾力化に加え、利用しやすい保育サービスの提供、サービスの質の向上を図ることが必要です。
- ◇老朽化が著しい施設では、園児の安全確保のため園舎の改修等が必要になります。

■施策の方向

- ◆保育需要に対応した適正なサービス量を確保します。
- ◆保護者の就労形態の多様化や、疾病、育児疲れの解消等の理由による多様な保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。
- ◆老朽化に伴う園舎改修のため、経費の一部について補助を行います。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
通常保育事業の充実	保護者の労働や疾病などにより、保育を必要とする乳幼児を保育所等で預かることにより、仕事と家庭の両立支援を図ります。 産後休暇及び育児休業明けなど、出産後も働き続けることができるよう、乳幼児保育事業の充実を図ります。	保育課
延長保育事業の充実	保護者の勤務形態の多様化等に対応するため、通常の保育時間を超えて児童を預かる延長保育事業の充実を図ります。	保育課
休日保育事業の推進	日曜・祝日等の保育需要に対応するため、休日保育事業の実施に努めます。	保育課
夜間保育事業の推進	保護者の就労などにより、延長保育時間を超えて保育を必要とする夜間保育事業の実施に努めます。	保育課
特別支援保育事業の充実	保育の実施にあたり、特別な支援を必要とする児童が、集団保育を行うことで、健やかな発達を促進できるように、受け入れ体制の充実を図ります。	保育課

事業名	事業内容	担当課
一時預かり事業の充実	保護者のリフレッシュ、疾病、冠婚葬祭等により、一時的に保育が必要になる児童を預かる一時保育事業の充実を図ります。	保育課
特定保育事業の推進	パート就労や介護のため、週2、3日又は、午前か午後のみなど、必要に応じて利用できる特定保育事業の実施に努めます。	保育課
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)の推進	保護者等の仕事が夜間になり、こどもの保育が困難な場合に預かるトワイライトステイ事業の実施に努めます。	こども支援課
子育て短期支援事業(ショートステイ)の推進	一時的に家庭で養育できないこどもを短期間預かるショートステイ事業の実施に努めます。	こども支援課
病児保育事業(病児・病後児・体調不良児対応型)の充実	病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行うことで、安心して子育てができる環境整備に努めます。	保育課
認定こども園預かり保育事業の促進(1号認定)	教育時間終了後も園児を保育する預かり保育など、認定こども園における1号認定のこどもの子育て支援の取り組みと促進に努めます。	保育課
認定こども園における地域子育て推進事業の促進	地域のこどもたちに、認定こども園の園庭・園舎の開放や、親子交流事業を実施するなど、認定こども園における子育て支援の取り組みと促進に努めます。	保育課
教育・保育施設等の整備	計画に基づく人口推計や利用希望を踏まえ、受け入れ基盤が不足する場合は、必要最小限の整備を行います。公立保育所については、市内の需要量の定数調整施設として受け入れ体制を維持します。	保育課
老朽改修等への一部補助	園児の安全性確保、保育環境改善を目的として、老朽化が著しい教育・保育施設等の改修等を行うための経費の一部について補助を行います。	保育課
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の充実	保護者の育児不安の解消、育児負担の軽減等を図るため、就労要件などは問わず月一定時間までの利用可能枠の中で利用できる、乳児等通園支援事業の充実を図ります。	保育課

2 地域における子育て支援サービスの充実

■現況把握

- ◇核家族化や近所付き合いの希薄化による、子育て家庭の孤立などの問題が懸念されます。
- ◇子育ての負担感軽減や子育て家庭の孤立防止を目的として、こどもとその保護者の居場所づくり、交流の場としての子育て支援センターの運営や、子育て情報の発信、子育て世代包括支援センター（子育てコンシェルジュ）をはじめとした子育て・育児相談を実施しています。
- ◇核家族化の進行や親世代の高い就労意欲、就業形態の多様化、価値観の多様化などにより、多様な質・量両面の適切な子育て支援サービスが求められています。

■施策の方向

- ◆子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合して「こども家庭センター」を設置し、母子保健、児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待防止から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目のない、漏れのない対応を図ります。
- ◆身近な場所でこどもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話をしたりする、保護者が「ほっ」とできる場の提供と、様々な機会を通じて子育てに関する正しい知識の普及を図るとともに、いつでも気軽に相談できる場の提供に努めます。
- ◆子育て中の親同士が気軽に交流できる場や機会の提供に努めるとともに、きめ細かな子育て支援に向け、子育て支援活動の充実とネットワークづくりを推進します。
- ◆インターネットなど各種情報媒体を活用し、子育て情報の発信に努めます。
- ◆就労中又は就労を希望している保護者の多様なニーズに応え、通常保育の拡充とともに、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
ファミリーサポートセンター事業の充実	子育ての援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所等への送迎、一時的な預かり保育等を行うファミリーサポートセンターの充実を図ります。	保育課
地域子育て支援拠点事業の充実	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点事業を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。	保育課
子育て支援情報の充実	新生児訪問や乳幼児健診、担当窓口等において、子育て支援に関するパンフレットを配布するとともに、子育てに関して必要と思われる情報の提供に努めます。あわせて、市のホームページにおける子育て支援情報の充実に努めます。	こども支援課
子育てに関する意識啓発	核家族化の進行や共働き世帯の増加等の中で、子育てを地域で支えていくという意識の醸成を図るため、様々な機会を通して子育てに関する意識啓発に努めます。	こども支援課

事業名	事業内容	担当課
子育て支援ネットワークづくり	地域での子育て支援を行う体制づくりを目指し、子育てサポーターの養成やNPO法人の活用等による子育て支援ネットワークづくりを推進します。	保育課

3 地域におけるこどもの活動の場や機会の確保

■現況把握

- ◇核家族化や共働き世帯の増加など就労形態の変化により、保育需要は就学前の児童に限られたことではなく、放課後や夏休み等の長期休業期間の小学生においても高まっています。
- ◇放課後児童健全育成事業について、今後も共働き世帯の増加などが予測されるため、より多くのニーズが見込まれます。

■施策の方向

- ◆こどもたちが安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努め、地域で活動することの楽しさを体感できる機会の充実を図ります。
- ◆次代の担い手であるこどもたちが健やかに成長し、また親が子育てを通して成長していけるよう、学校や家庭、地域における学習機会や活動の場の充実、教育環境の向上を図るため、関係機関による共有ネットワークづくりを進めます。
- ◆共働き世帯等の「小1の壁」を打破するとともに、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、施設・体制づくりを検討していきます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実	放課後や夏休み等の長期休業中に、昼間家庭に保護者のいない児童の健全な育成を図るため、支援員の資質向上を図る機会を確保するなど、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。	保育課
地域活動における世代間交流	自治公民館、子ども会育成会などにおける地域のスポーツ活動、伝統行事の伝承等を通じ、世代を超えた交流を促進します。	生涯学習課
中高生の職場体験を通じた乳幼児とのふれあい支援	教育・保育施設等において、中高生が乳幼児とふれあう機会となる職場体験を支援します。	学校教育課

4 経済的負担の軽減

■現況把握

- ◇保護者は妊娠・出産から、日々のこどもの成長を見守ることで、こどもをもつこの上ない喜びを感じている反面、そのこどもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。
- ◇本市では令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されたことに伴い、必要に応じた事業の見直しを行った上で、児童手当の支給をはじめ、教育・保育施設等の利用者負担の軽減、小中学校での給食費の補助などの各種援助、医療費や予防接種費用の助成などを実施しています。
- ◇本市の厳しい財政状況の中において、安心してこどもを生み育てることができる環境づくりに向けた経済的支援を、いかに効果的に実施できるかが課題です。

■施策の方向

- ◆安心してこどもを生み育てることができる経済的支援体制の確立に努めます。
- ◆少子化への対応や健全な児童の育成のため、適正な経済的支援に努めます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
教育・保育施設等の利用者負担額の軽減	教育・保育施設等の利用者負担額を国の基準より軽減して設定します。	保育課
各種手当の支給・医療費等の助成	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子宝祝金等の支給やこども医療費、ひとり親家庭医療費、妊産婦医療費等の助成により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども支援課 福祉課
難病患者等福祉手当の支給	栃木県では、難病患者等への各種医療費助成制度を実施しており、市ではそれら制度における受給者証を交付された方に対して、独自の難病患者等福祉手当を支給します。 ※20歳未満：「小児慢性特定疾病医療費助成制度」 20歳以上：「難病医療費助成制度」、「特定疾患治療研究事業」及び「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」	福祉課
公設学童保育館の保育料減免	公設の学童保育館利用者のうち複数の児童が同一施設を利用している世帯に対し、保育料の多子世帯減免を実施します。	保育課
小中学校の給食費の補助	児童・生徒の給食費の一部を助成します。令和6年度から助成内容を見直し原則保護者負担とし、一方で多子世帯及び低所得世帯への支援を充実しました。	教育総務課 学校教育課
予防接種費用の助成	定期予防接種費用の全額助成のほか、任意接種のうち市が行政措置として行う法定外予防接種について、費用の一部助成を継続して実施します。	健康政策課

基本目標2 親とこどもの健康確保と健康づくり

1 安心して出産できる環境づくり

■現況把握

- ◇妊娠・出産期は、母親の心身に大きな変化をもたらす時期であると同時に、母性や父性を育てる時期です。また、こどもにとっては母体を通して栄養を与えられ、様々な刺激を受け、人間として必要な機能が形成される大切な時期です。
- ◇妊娠・出産期においては、妊婦は定期健診をしっかりと受け体調管理に努めるとともに、父母とその家族は出産育児の知識や技術を身につけ、親になる・新しい家族を迎えるという意識を持つことが重要です。
- ◇働く女性の増加、晩婚化、晩産化などにより、高齢出産等のハイリスク妊婦が増えつつある中で、妊娠中の健康管理及び出生後の育児支援の充実が必要となっています。

■施策の方向

- ◆妊娠届出時の相談面接に重点を置き、妊婦健診や妊娠中の健康管理等に関する情報提供を行うほか、妊娠前からの啓発についても検討していきます。
- ◆個別に支援が必要な妊婦への訪問指導等、きめ細かな対応により、安心して出産育児ができるよう支援に努めます。
- ◆大田原市母子保健計画「愛あいプラン」に基づき、安心して出産できる環境の確保に努めます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援(こども家庭センター(母子保健機能))	妊娠届をスタートに、妊娠・出産・子育て期にわたって、助産師や保健師が支援します。また、産婦健康診査(産後2週間、1か月)健診の実施により、産後うつや虐待の予防に努めます。 必要に応じて、サポートプランを作成し産前・産後サポート事業、養育支援ヘルパー派遣事業、産後ケア事業のサービスを提供します。	こども支援課
妊婦訪問・相談の充実	地域の産科病院と連携し、若年妊婦、高齢妊婦等のハイリスク妊婦に対し訪問や相談を行い、出産・育児に対する不安の解消に努めます。	こども支援課
不妊治療に対する支援	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するとともに、少子化対策の推進を図るため、不妊治療費の一部助成を継続して実施します。	こども支援課
マタニティマークの周知・啓発	母子健康手帳とともに、マタニティキーホルダー等を配布することにより、交通機関での座席の譲り合い、受動喫煙防止等、周囲の人たちが妊産婦にやさしい環境づくりに参加できるよう、マタニティマークの周知・啓発に努めます。	こども支援課

2 こどもや母親の健康の確保

■現況把握

- ◇こどもを安心して生み育てるためには、こどもはもちろん親の健康管理も重要です。
- ◇幼い頃からの生活習慣が、成長していく過程で大きな影響を与えるため、食生活をはじめ、運動習慣や規則正しい生活など、親子で好ましい生活習慣を築いていくことが大切です。
- ◇健康に関する保健分野においては、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、育児相談など妊娠中からの母子の健康管理や相談指導事業をはじめとする、様々な母子保健事業を実施しています。
- ◇食に関すること自体への関心が低い保護者や、こどもの発達への見通しとそれに合わせた食の進め方に不安を抱えている保護者が増えています。生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事は重要であり、また、食は人間形成と家族の関係づくりの基本でもあることから、食への関心向上と望ましい食習慣を身につけていくことが大切です。
- ◇3歳児健診や小児生活習慣病予防健診の受診率は高いものの、精密検査については受診率が低いことが課題です。
- ◇感染症予防対策として、予防接種が効率的に行われるように普及啓発を図り、接種率の向上に努めています。

■施策の方向

- ◆妊娠期からの成長段階に応じた母子保健事業を推進します。
- ◆きめ細かな対応により、親の育児不安の軽減や育児の孤立を防止します。
- ◆母子保健、医療、教育、福祉分野の連携と相談体制の充実を図ります。
- ◆乳幼児期からの正しい食事の取り方や安全・安心な食生活、望ましい食習慣の定着を図るため、食に関する学習の機会や情報の提供に取り組みます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
産婦新生児訪問の充実	家庭訪問により、出産後の母体管理、乳幼児の発達の状態、育児不安解消など状況に応じた保健指導の充実を図ります。	こども支援課
新生児聴覚検査事業	新生児の聴覚障害を早期に発見し、医療・療育につなげることを目的として、大田原市に住所のある生後3か月未満の新生児を対象に、5,000円を上限に公費の助成をします。	こども支援課
乳幼児健診と相談・家庭訪問等による母子の健康づくりの推進	乳幼児健康診査・相談・家庭訪問等により、母子の健康管理や育児上必要な事項について助言し、育児不安を解消することで、より良い育児ができるよう支援を推進します。	こども支援課
小中学生の健康診査・相談の充実	保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携により、小中学生の健康の保持、増進を図ります。	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
小児生活習慣病予防健診と事後指導の充実	市内の小学校5年生、中学校3年生を対象に小児生活習慣病予防健診を実施し、学校保健と連携した、事後指導・健康教育等の充実を図り、小児期からの生活習慣病予防に取り組みます。	こども支援課
フッ化物洗口事業の推進	市内すべての小中学校において、フッ化物洗口、むし歯予防講話等を実施し、歯科保健向上のための対策を推進します。	こども支援課
健康づくりリーダー連絡協議会等の活動推進	乳幼児期からの生活習慣病予防を視点に、行政と協働で地域の健康づくりに主体的に取り組む「健康づくりリーダー」の育成に努めます。また、ライフステージごとの健康課題について学びを深め、子育て支援や生活習慣病予防活動など地域住民の健康づくりを推進します。	健康政策課 こども支援課
食生活改善推進員の活動推進	乳幼児期からバランスの良い食生活やおやつの役割について、その重要性を周知し、行政と協働で食を通じた健康づくりを推進します。	健康政策課
市民健康診査	子育てする親が健康であるために、年齢に応じた健診の受診機会を提供し、生活習慣病の予防やがんの早期発見に努めます。	健康政策課
予防接種の推進	感染症予防対策として、定期接種及び市が行政措置として行う法定外予防接種の理解促進を図り、予防接種の推進に努めます。	健康政策課
発達に問題を抱えるこどもへの支援の充実	発達に問題を抱えるこどもに対し、そのこどもの特性に合わせた適切な支援を継続的に推進し、さらに支援の充実を図るため、国際医療福祉大学をはじめ関係機関との連携強化に努めます。	こども支援課 学校教育課
食育の推進	乳児期の授乳、離乳食の指導からスタートして、保育所等や学校での給食への取り組み（旬を知る、安全な食材、地場産物の活用）を充実させるとともに、食に関する学習や情報提供に取り組みます。	こども支援課 学校教育課 教育総務課 農政課
食育教室の充実	乳幼児の保護者や保育所等の園児を対象とした食育教室において、バランスの取れた食事の指導・改善に取り組み、小児生活習慣病の予防対策を図ります。	こども支援課 保育課

3 小児医療の充実

■現況把握

- ◇少子化が急速に進む中、こどもの健やかな成長を支援するとともに、安心してこどもを生み、健やかに育てることのできる環境をつくるためには、小児医療体制の充実と、それに応じた医師の確保が必要となります。
- ◇こどもには、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。これに対応するため、休日や夜間の救急医療の整備及び充実が必要になります。
- ◇関係機関との連携による小児救急医療体制の充実を図るとともに、緊急時の対処法や、病気やけがなどの防止に関する啓発及び情報提供に努めてきましたが、今後も一層の充実が必要です。

■施策の方向

- ◆地域の医療機関と連携しながら、こどもへの医療サービス体制の整備・充実を図ります。
- ◆家庭における病気やけが等への初期対応能力の向上を図ります。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
小児医療体制の充実	県、近隣自治体、医療機関との連携・協力を図り、小児初期・二次・三次の小児救急医療体制の充実に努めます。また、急な病気やけがに備えて、小児救急を含めた「適正受診ガイド」チラシを作成し、広く配布して周知を図ります。	健康政策課
病気や事故への適切な対応	子育て支援施設や各種健康診査の場などにおいて、こどもの急な病気や不慮の事故の際の対応について、事故防止パンフレットの配布や講習会等を開催します。	こども支援課

基本目標3 支援が必要なこどもや家庭への支援

1 児童虐待防止対策の充実

■現況把握

- ◇児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感、日常生活におけるストレス、地域における子育て家庭の孤立による子育て機能の低下などが複雑に関与しています。
- ◇本市では、こどもへの虐待を防止し、健全な心身の成長を育むため、児童虐待の予防や早期発見・早期対応など総合的な支援が図れるよう、子ども家庭総合支援拠点に資格を有する専門職員を配置し、地域の関係機関や団体の代表者などで構成する要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関等との連携により、地域全体が一体となって児童虐待の防止に取り組む体制整備に努めています。
- ◇親子を地域から孤立させないよう、地域の見守りに加え、交流や相談できる場の充実が一層求められています。

■施策の方向

- ◆要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携して虐待の早期発見・予防に努めます。
- ◆関係機関を対象に児童虐待研修を開催し、虐待の早期発見に対応できるよう努めます。
- ◆地域の見守りによる児童虐待の発生予防や早期発見について、積極的に働きかけていきます。
- ◆養育支援の必要なこども、保護者、妊産婦について、各機関の機能に応じた役割分担を行い、連携して有効な支援を積極的に図っていきます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止ネットワークの充実	教育・福祉・医療・警察などの関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を活用し、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、特定妊婦に対する支援の充実に努めます。	こども支援課
児童虐待防止のための周知・啓発	市の広報誌、ホームページ、ポスター等を通して児童虐待未然防止等の周知、啓発を図ります。	こども支援課
相談体制の充実	児童相談等の受理機関を市が担い、家庭相談員等の相談体制の強化・資質向上に努めます。	こども支援課

2 障害児やその家庭への支援施策の充実

■現況把握

- ◇すべての子育て家庭が、穏やかで安定した暮らしの中で子育てしていけるよう、社会的な支援体制を充実する必要があります。
- ◇本市では「大田原市障害者福祉計画」、「大田原市母子保健計画（愛あいプラン）」に基づき、乳幼児健康診査や保健指導などを通じて、障害の早期発見から、早期療育支援に努めるとともに、特別支援教育支援員を配した小中学校において、特別支援教育を実施するなど、障害児施策を展開しています。
- ◇障害や発達に特別な支援が必要なこどもが、身近な地域で安心して生活を送るためには、障害に対する理解を深めるとともに、一人一人の多様なニーズに応じた支援体制の整備が必要となります。

■施策の方向

- ◆社会参加と自立を促進するため、発達段階や障害の程度に応じた療育・教育環境を確保します。
- ◆関係機関との連携により早期発見、早期療育に取り組みます。
- ◆障害児をもつ保護者や家庭の負担の軽減を図ります。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
相談・指導・支援の充実	関係機関の連携により、障害児の相談・指導・療育の充実を図ります。	福祉課 学校教育課
生活支援の充実	在宅の障害児が療育訓練を受けられるよう、障害児通所支援事業等の充実及び、施設で一時的に預かる短期入所等の生活支援の充実を図ります。	福祉課
社会参加への促進	福祉サービスの利用や関係機関との連携により、就労や外出等ができるよう支援します。	福祉課
放課後児童健全育成事業における障害児や特別な配慮を必要とする児童の受け入れ推進	放課後児童クラブにおいて、障害の程度に応じた児童の受け入れ、虐待やいじめを受けた等で特別な配慮を必要とする児童の受け入れを推進します。	保育課

3 ひとり親家庭等への支援

■現況把握

- ◇母子家庭、父子家庭及び養育者家庭のひとり親家庭等について、一時期の増加傾向から横ばいに転じてはいますが、今後も必要に応じた支援が重要となります。特に母子家庭については、子育てをする上で経済的に不安定な状態である場合も多く、また、身近に相談相手がいないなど、家庭生活において多くの問題を抱えている場合があります。
- ◇本市では、母子家庭や父子家庭のこどもの健全な育成を図るため、母子・父子自立支援員を配置して相談体制を確立し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた、経済的支援を行っています。
- ◇ひとり親家庭等からの相談件数は増加傾向にあり、相談内容についても複雑化しています。

■施策の方向

- ◆自立に向けた支援や相談体制の充実を図ります。
- ◆ひとり親家庭等の暮らしの安定を支援するため、児童扶養手当等の経済的な援助制度の普及に努めます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
県及び母子寡婦福祉団体との連携の推進	県及び母子寡婦福祉団体と連携し、自立・就業のための各種講習会、一般・専門弁護士相談、日常生活支援事業等、ひとり親家庭等に対するきめ細かな支援策の展開に努めます。	こども支援課
就業支援の推進	ひとり親家庭等の経済的な自立を可能にする就業機会を確保し、早期自立を支援するため、公共職業安定所や地域職業訓練センター等と緊密に連携し、効果的な就業支援を図ります。	こども支援課
相談体制と情報提供の充実	子育てや生活、就労など、様々な分野の窓口として、母子・父子自立支援員を配置し、相談体制の充実を図ります。また、福祉施策・制度について、関係機関と連携し情報提供に努めます。	こども支援課
手当の支給・医療費の助成	児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費助成により、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。	こども支援課

4 外国籍の家庭や外国につながるこどもへの支援

■現況把握

- ◇本市における外国籍の人口は、令和2年4月から令和6年4月までの4年間で約7.4%増加しています。
- ◇本市の総人口に占める外国籍の人口の割合は約1.8%であり、全国及び栃木県と比べて高くないものの、安心して学校生活を送ったり、必要な支援を適切に受けたりできるよう配慮する必要があります。
- ◇本市では、外国籍の方の手続きや相談を円滑に行えるように対策を講じています。

■施策の方向

- ◆外国籍の方が、生活に関する情報を取得できる機会を提供します。
- ◆日本語の理解が十分でない外国籍等の児童生徒に対し、日本語の習得や支援のために、県が指定した外国人児童生徒教育拠点校に相談員を配置します。
- ◆日本語を母語としない方へのボランティア活動を行う団体を支援します。
- ◆外国籍等の保護者からの子育てに関する相談に応じられるよう、外国語に対応できる体制を整えます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
外国籍の家庭への行政サービス情報の提供	市のホームページは6か国語に対応しており、外国人が安心して暮らせるよう、多言語による行政サービス情報の提供を行っています。	情報政策課
窓口における外国語対応	主要窓口に、翻訳アプリをインストールしたタブレット端末を配置し、通知等の文章の翻訳や会話に利用しています。	情報政策課
外国籍の妊婦への支援	外国人の妊産婦へ配布できる数種類の外国語版の母子健康手帳を準備しています。	こども支援課
日本語指導職員派遣	県が指定した外国人児童生徒教育拠点校に相談員を配置し、日本語教育の充実を図っています。	学校教育課
ボランティアによる日本語指導の支援	大田原国際交流会と連携し、必要に応じてボランティアによる日本語指導などの支援を行います。	政策推進課
相談体制の充実	大田原国際交流会及び黒羽国際交流会が窓口となり、相談内容に応じたスタッフ・ボランティアによる対応や、より専門的な機関等を紹介するなどの取り組みを行います。	政策推進課

基本目標4 こどもの健やかな成長を支える教育環境の整備

1 家庭や地域の教育力の向上

■現況把握

- ◇こどもを健やかに育てていくためには、地域ぐるみでこどもを見守ることが大切です。そのためには、こどもにかかわる家庭、学校、地域の連携を強化し、親同士が交流を深め、地域のこどもの問題や子育てについての情報を交換し合い、こどもたちが活動しやすい環境を整えることが必要です。
- ◇居場所づくりや多様な体験機会の創出などの取り組みの継続と拡大に努めるとともに、特に家庭や地域の教育力の向上を図ることで、こども、親、地域が一体となった健全育成環境をつくる必要があります。

■施策の方向

- ◆こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供に努めます。
- ◆地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大や、地域の人材発掘と活用に努めます。
- ◆こどもの学習に取り組む意欲を育みます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
家庭教育に関する学習機会の充実	こどもの発達段階に応じた家庭教育の意義と役割について、保護者自身が学習する機会の充実及び情報提供に努めます。	生涯学習課
地域における指導者の活動推進	地域での子育て支援に携わる「家庭教育オピニオンリーダー連絡会」の活動を推進します。	生涯学習課

2 「生きる力」を育む学校教育の推進

■現況把握

- ◇情報技術の急速な進展や価値観の多様化、少子化や核家族化の進行により、従来、こどもが地域や家庭での生活体験から体得すべき倫理観や規範意識が醸成されにくい状況となっています。
- ◇幼児期の教育から義務教育へのスムーズな移行が求められています。
- ◇基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とそれらを活用する学習活動の充実、学習意欲や思考力、判断力、表現力等を育成することが求められています。
- ◇情報通信技術（ＩＣＴ）を取り入れ、より豊富なデジタル教材を活用することにより、一人一人の能力や特性に応じた学び（個別学習）、こども同士が教え合い学び合う協働的な学び（協働学習）を推進しています。
- ◇少人数授業や総合的な学習の時間、外部人材活用等による多様なプログラムを積極的に取り入れることにより、学校教育におけるきめ細かな指導を進め、児童生徒の知識・技能・体力の向上を図っています。
- ◇こどもに安全で豊かな学校環境を提供するため、「大田原市立小中学校再編整備に関する答申書」に沿った学校施設の整備を進めています。
- ◇いじめや不登校、少年少女による凶悪犯罪の発生などが社会問題化してきており、改めてこどもとのかかわり方が問い直されています。

■施策の方向

- ◆豊富な体験活動をはじめ、教育活動全般を通して人間性や社会性を培うことによる「人格の完成」に向けた取り組みを推進します。
- ◆国際化・情報化などの急激な社会の変化にも主体的に対応できる力を身につけた児童生徒の育成を図ります。
- ◆生涯にわたる人間形成の基礎を培うために重要な幼児期においては、こどもの一人一人に応じたきめ細かな支援にあたります。
- ◆幼児期の教育から義務教育への円滑な移行を図るため、教育・保育施設、小学校、家庭及び関係機関相互の連携や全体のネットワークを強化します。
- ◆いじめや不登校などに対するこどもからの相談に適切に対応できる相談体制の充実を図ります。また、各校に配置された相談員の横断的連携の強化や関係機関等との連携による相談・支援体制の充実を図ります。
- ◆行政関係機関、ＰＴＡ等の地域住民の連携、協力により、こどもにとっての良好な環境づくりを目指します。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
豊かな人間性の育成	こどもの発育・発達段階に適した体験的学習活動等により、協調、思いやる心、感動する心を育めるよう、道徳教育、福祉教育、人権教育等を通して豊かな人間性の育成を図ります。	学校教育課
確かな学力の向上	こどもが社会の変化の中で主体的に生きていくため、きめ細かな学習指導とＩＣＴ機器の導入による個別学習・協働学習の推進を図り、確かな学力と学ぶ意欲の向上に努めます。	学校教育課
健やかな身体の育成	生涯にわたり運動やスポーツを実践する資質や能力を身につけ、健康なライフスタイルを確立できるよう、保健教育、安全教育、食育等を通して健やかな身体の育成を図ります。	学校教育課 スポーツ振興課 保育課 健康政策課
幼児教育の充実	幼児期にふさわしい教育環境を整備するため、幼児教育に携わる教職員の資質の向上を図る研修を充実させるとともに、保育所・認定こども園・小学校間の連携の推進を図ります。	保育課 学校教育課
青少年の健全育成の推進	書店やゲームセンター等への立ち入り調査を実施し、青少年が有害情報に巻き込まれないような環境づくりに努めます。	学校教育課
適応指導教室の充実	不登校や学校不適応傾向にある児童生徒の精神の安定を図り、自立を促して学校生活に適応できるよう、適応指導教室の一層の充実に努めます。	学校教育課
スクールカウンセラーの活動推進	家庭環境や学校での不適応により、精神的に不安定になった児童生徒に対し、カウンセラー等が学校を訪問し、対話を通じて一人一人の心のケアを図る体制を充実させます。	学校教育課
思春期保健対策の充実	小学校6年生、中学校1・2・3年生に対し、助産師による思春期健康教室を実施し、命の大切さ、豊かな父性、母性を育み、思春期において、こどもが健やかに成長できるよう支援します。	こども支援課 学校教育課

基本目標5 こどもや子育て家庭を支援する生活環境の整備

1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

■現況把握

- ◇女性の社会進出が進み、共働き世帯が増えている中で、結婚や出産を理由とした退職や、再就職が困難となることがないように、今後も環境の整備が重要となります。
- ◇就労している女性が、結婚や出産をしても退職することなく職業生活と家庭生活を両立していくために、これまでの仕事優先であった働き方を見直す（ワーク・ライフ・バランス）とともに、女性に集中していた育児や家事の負担を軽減するための環境づくりや、職場での理解と協力などが必要となります。
- ◇育児や家事、行事参加のための休暇取得、定時帰宅、早退などを子育て家庭の労働者が気後れすることなく実行できる環境づくりや雰囲気づくりが求められており、そのための制度整備や、職場と家庭の理解と協力の啓発が必要です。
- ◇今後も働き方改革などを通じて、働き方の見直しについての企業等への啓発活動や、男性が育児に参加しやすい職場環境の整備などを進めていく必要があります。

■施策の方向

- ◆子育てと仕事が両立できるような職場環境づくりを促進します。
- ◆出産、子育てのために退職した女性の再就職の支援に努めます。
- ◆各種セミナーの開催、啓発資料の配布により、男女が家庭生活における責任と役割とともに担うための意識啓発に努めます。
- ◆父親も子育てや家事に参加しやすい環境づくりに努めます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画意識の醸成	家庭、地域、職場等において、男女共同参画意識の浸透が図れるよう努めるとともに、男女共同参画社会形成の講座や講演会等の開催及び情報提供に努めます。	政策推進課
父親の育児参加への推進	妊娠届や健診時の面接において、父子手帳等の配布や面接相談を通して育児への積極的参加を推進します。	こども支援課
就業環境の整備促進	事業主に子育て支援体制の必要性についての啓発を行うとともに、育児休業制度等の周知を働きかけます。	商工観光課
再雇用制度の促進	妊娠・出産・育児等を理由に退職した人の再就職を支援するための情報提供を行うとともに、事業主に対する再雇用制度の周知を働きかけます。	商工観光課

2 こどもの安全の確保

■現況把握

- ◇近年では、こどもが被害者となる事件や事故が多発しており、こどもの安全の確保が重要課題となっています。
- ◇こどもの交通事故を未然に防ぐため、交通事故防止のための看板の設置や学校等への横断旗の配布、歩道の整備など、より良い交通環境の整備を進めています。
- ◇交通教育指導員によるこどもや保護者を対象とした交通安全教育や交通一般指導員による通学路での登校時の立哨指導を実施しています。
- ◇自主防犯活動団体による防犯活動やこどもの下校時に合わせた防犯パトロール活動の実施、メールによる防犯情報の配信や市ホームページへの掲載などを実施しています。
- ◇こどもの安全を確保するために必要となる事件、事故、不審者等に関する情報を、市民の隅々まで行き渡らせることができるよう、警察や学校、自治会、その他各種防犯組織等により構築されたネットワークをより積極的に活用していくことが求められます。
- ◇こどもの安全確保を徹底するために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を効果的に活用するなど、さらなる人材確保が必要となります。

■施策の方向

- ◆こどもや保護者を対象に、学校や認定こども園、保育所での交通安全教育の実施を推進し、こどもの交通事故防止に努めます。
- ◆こどもの登下校時の交通事故防止に努めます。
- ◆自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯体制を推進します。
- ◆不審者情報など、いち早く関係機関に周知する必要があるものについては、情報の迅速性を高めます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
こども110番「あんしん家」の協力推進	地域の協力によって設けられた「あんしん家」が不審者に対して抑止力になっているため、今後も「あんしん家」と学校・警察等が連携、協力してこどもの安全確保に努めます。	学校教育課
地域での見守り体制の充実	学校・PTA・地域ボランティアなどの街頭指導・防犯パトロール活動のより一層の充実を図ります。	学校教育課 危機管理課
交通安全教育の推進	こどもが悲惨な交通事故に遭わないよう、学校や認定こども園、保育所等で交通教育指導員による交通安全教育の実施を推進します。また、児童等に交通安全教育冊子を配布し、意識啓発に努めます。	危機管理課 学校教育課
保護者に対する広報啓発	こどもを交通事故から守るための保護者に対する広報啓発を、広報媒体を通じて実施します。	危機管理課
未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保	認定こども園、保育所等と警察、道路管理者が連携して、在園児が散歩で日常的に移動する経路の点検を実施します。	保育課 道路課 危機管理課

3 子育てを支援する生活環境の整備

■現況把握

- ◇生活のにぎわいや潤いを生み出す都市環境の形成を図るとともに、こどもや妊産婦をはじめ、高齢者や障害者を含むすべての人が安心して歩ける道路や、利用しやすい公園をはじめとする公共施設等の整備、維持管理を進めています。
- ◇少子化の時代にあって、まちづくり全般においてこどもの視点、子育て家庭の視点での取り組みがなされ、まち全体で子育てを応援する気風の醸成が求められています。
- ◇こどもから高齢者まで、多世代家族が支え合って、家族で子育てを支援する住宅環境の整備を推進しています。
- ◇本市は、路線バスとデマンド交通により地域公共交通の確保維持を行っていますが、通学以外の利用者が少なく、自家用車の利用割合が高いため、「くらしの足」と「おでかけの足」を支える公共交通をつくることが課題です。
- ◇大田原市空き家利用子育て世帯家賃補助金について、市の空き家バンクに登録される賃貸物件が少ないため、対象世帯が制度を利用しにくいのが課題です。

■施策の方向

- ◆こどもや子育て世代にやさしい生活環境の整備に努めます。
- ◆こどもやこどもとの外出にも安心して利用できる公共交通機関の利便性の向上に努めます。
- ◆三世帯同居のための住まいづくりを支援します。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
歩道等のバリアフリー化	こどもたちが安全に安心して通行することができる道路環境を確保するため、歩道の設置をはじめ、歩道の段差の解消や通学路の改良など、道路の整備を推進します。	道路課
ユニバーサルデザインの推進	公共施設のユニバーサルデザインの取り組みを推進します。	建築住宅課 都市計画課
子育てにやさしい環境の整備	公共施設、公園等において、子育て家庭が安心して利用できる施設の整備を推進します。	建築住宅課 都市計画課
公共交通機関の充実	こどもやこどもとの外出にも安心して利用できる公共交通機関の利便性の向上に努めます。	生活環境課
子育て世帯の定住促進	空き家等情報バンク制度を利用して賃貸借契約を締結した子育て世帯に対して、その家賃の一部を補助することにより、空き家の有効活用と子育て世帯の定住等を促進し、地域の活性化を推進します。	建築住宅課

4 家族づくりの支援

■現況把握

- ◇本市の婚姻件数は減少傾向にあり、未婚率は男女ともに年々上昇している現状にあります。
- ◇未婚化、晩婚化は出生数減少の要因となり、少子化を進めることにもなります。
- ◇社会・地域全体で結婚に対する理解と認識を深め、結婚したいと思う男女が結婚しやすくなるよう、出会いや交流の場づくりが求められています。
- ◇未婚男女が結婚し、家族を形成しやすくなる環境の整備が求められています。

■施策の方向

- ◆結婚を希望する未婚男女の出会いの場を提供し、結婚に至る支援を進めます。
- ◆結婚支援により独身者の結婚促進と定住促進を推進します。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
婚活マスター認定事業	結婚を希望する独身男女の出会いから成婚に至るまでをボランティアで支援してくださる方を、大田原市婚活マスターとして市長が認定しています。	政策推進課

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制の充実

こども・子育て支援施策を総合的に推進するため、保育課、こども支援課を中心に庁内各部門の連携体制を確保します。また、こどもや子育て支援にかかわる保健・医療・福祉分野、教育分野とのネットワークの構築を進め、地域ぐるみでこども・子育て支援に取り組みます。

2 子育てをみんなで支える協働体制づくり

本計画の実現に向けて、行政をはじめ地域団体や企業、家庭等がそれぞれに役割を分担し、連携、協力することが必要です。

また、市民でなくても仕事やボランティアなどで本市にかかわりのある人を市民としてとらえ、地域社会全体でこどもの健やかな成長を温かく応援する協働体制づくりを推進します。

■行政の役割

こども・子育て支援について広く市民に知らせるとともに、国や県、地域団体や家庭等と連携、協力を図りながら、実施主体として計画を推進します。

■地域の役割

こどもの見守りや、様々なこどもや子育て家庭を対象とした事業に積極的にかかわりを持ち、ボランティア活動、NPO活動などへの参加の拡大を図っていきます。

■家庭の役割

家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもとに、こどもを一人の人格を持った人間として尊重し、子育てやしつけを行います。

3 計画の評価

毎年、計画の進捗状況を把握し、年度ごとの関連事業の進捗状況を踏まえ、取り組みを評価していきます。

また、計画年度において、社会情勢等を考慮した上で、最新の情報に基づき事業の点検と評価を行います。

資料編

1 計画策定の経過

年月日	内容
令和6年 4月26日～5月14日	こども・子育て支援に関するアンケート調査 ○対象者 ・就学前児童保護者 2,000人 ・小学生児童保護者 2,300人 ・妊産婦 206人
令和6年7月29日	令和6年度第1回大田原市子ども・子育て会議 ○子ども・子育て支援事業計画の実績報告について ○子ども・子育て支援事業計画の進捗状況報告について ○子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について
令和6年10月9日	令和6年度第2回大田原市子ども・子育て会議 ○第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画骨子案について ○今後のスケジュールについて
令和6年11月18日	令和6年度第3回大田原市子ども・子育て会議 ○第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画素案について
令和6年12月25日～ 令和7年1月14日	パブリックコメントの実施

2 大田原市子ども権利条例

平成 24 年 12 月 28 日条例第 36 号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利を保障することに関し、基本理念を定め、市、保護者、学校等、市民等（以下「わたしたち」という。）の役割を明らかにすることにより、子どもの尊厳を守り、子どもが幸福で、健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設をいう。
- (4) 市民等 市内に居住、通勤及び通学する者並びに市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 わたしたちは、子どもの幸福を第一に考え、子どもの権利を尊重し、子どもが安心して自分らしく生きることのできるまちづくりの推進に努めなければならない。

2 わたしたちは、子どもの権利の意義について理解を深め、子育て及び教育の環境を整え、子どもがみずからの成長を実感し、豊かに育つことができるまちづくりの推進に努めなければならない。

3 わたしたちは、地域の社会資源を有効に活用し、協働して子育てに取り組み、子どもの権利が最大限に守られ、あらゆる場に参加できるまちづくりの推進に努めなければならない。

(子どもの権利)

第4条 子どもは、安心して自分らしく生きることができる。そのためには、次に掲げる環境が保障されなければならない。

- (1) 心身ともに健康で、命が守られ、愛情と理解を持って育まれること。
 - (2) あらゆる形の差別、暴力又は不当な不利益を受けないこと。
 - (3) かけがえのない自分を大切にし、一人の人間として尊重されること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、安心して自分らしく生きることができる環境が与えられること。
- 2 子どもは、様々な体験を通して豊かに学び育ち、みずから感謝の心を育むことができる。そのためには、次に掲げる環境が保障されなければならない。
- (1) 子ども同士が協調し、学ぶこと。
 - (2) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
 - (3) 豊かな心と社会性を身につけ、勤労観及び職業観を育むこと。
 - (4) 国際社会に生きるコミュニケーション力を身につけること。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、豊かに育つことができる環境が与えられること。
- 3 子どもは、自分を守り、又は守られることができる。そのためには、次に掲げる環境が保障されなければならない。
- (1) あらゆる権利が侵されることなく、安心して生活ができること。
 - (2) プライバシーが守られ、自分を守るために必要な情報や知識を得ること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、自分を守り、又は自分が守られる環境が与えられること。

4 子どもは、多様な活動に参加することができる。そのためには、次に掲げる環境が保障されなければならない。

(1) 自分の思ったこと感じたことを表現し、又は意見を表明し、それらが尊重されること。

(2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、多様な活動に参加することができる環境が与えられること。

(市の役割)

第5条 市は、保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、子どもが幸福になるために、必要な支援及び指導を積極的に行わなければならない。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもが幸福で健やかに成長していくために、もっとも大きな役割を有する者であることを自覚し、子どもの個々の状況に応じた最善の支援及び指導に努めなければならない。

(学校等の役割)

第7条 学校等の設置者及び管理者は、子どもの幸福を第一に考え、子どもの安全を確保するよう努めるとともに、一人ひとりの子どもが人間性を豊かにし、多様な能力を磨いていくことができるよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、地域の活動等を通じて、子どもが幸福で健全に成長することができるよう、子育ての支援に努めなければならない。

(虐待、いじめ等の防止)

第9条 わたしたちは、互いに連携して、子どもに対する虐待、いじめ等を予防し、早期発見及び保護に努めなければならない。

(広報及び啓発)

第10条 市長は、この条例の定めるところにより、子ども、保護者、学校等、市民等の理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

3 大田原市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日条例第 38 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定による合議制の機関として、大田原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 25 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部保育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日条例第 9 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 30 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

4 委員名簿

N0.	機関名	氏名	備考
1	大田原公共職業安定所	赤羽 克仁	
2	栃木県県北健康福祉センター	大平 明生	
3	栃木県県北児童相談所	磯野 孝行	
4	大田原市小中学校長会	佐藤 慶子	
5	大田原地区医師会	車田 宏之	
6	社会福祉法人あいのかわ福祉会	人見 由佳	
7	社会福祉法人エルム福祉会	印南 亘康	
8	大田原市民生委員児童委員協議会連合会	國井 尚子	
9	大田原商工会議所	清水 信行	
10	大田原市女性団体連絡協議会	菊池 恵子	
11	大田原市PTA協議会	手塚 尚美	
12	大田原市幼稚園連合会	黒田 光泰	
13	大田原市幼稚園連合会保護者会	加藤 勤	
14	大田原市放課後児童クラブ連絡会	後藤 理充	
15	大田原市私立保育園連絡会	山崎 昭宏	会長
16	大田原市私立保育園連絡会保護者会	関谷 理明	
17	大田原市公立保育園	藤田 賢俊	
18	大田原市教育部長	君島 敬	
19	大田原市保健福祉部長	松本 通尚	副会長
20	大田原市母子父子自立支援員兼女性相談支援員	佐藤 奈保子	
21	大田原家庭相談員	和家 真美	

第3期
大田原市子ども・子育て支援事業計画
【令和7年度～令和11年度】

令和7年3月

発行 大田原市

編集 大田原市保健福祉部保育課

〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号

TEL：0287-23-8769

FAX：0287-23-7632



第3期

大田原市子ども・子育て 支援事業計画